

令和 8 年度 介護サービス事業者一般監査提出資料

自主点検表（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）

指導監査を行う 施設名及び所在地				
法人名				
法人本部のある 施設名及び所在地				
記入者	職名		氏名	
連絡先	電話番号	FAX番号	eメール	
記入年月日	令和	年	月	日

川越市福祉部指導監査課 電話番号：049-224-6237 e-mail:shidokansa★city.kawagoe.lg.jp （@部分を「★」と表示しています。メールをする際は「★」を「@」に置き換えてください。）
--

自主点検表の作成について

- 1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等運営指導マニュアル等を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。
- 2 実施方法
 - (1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
 - (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
 - (3) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。
 - (4) 「はい・いいえ」等の判定については、該当する選択肢をドロップダウンリストから選択するか、○で囲ってください。
 - (5) 「記入欄及び点検のポイント」欄において、矢印（⇒）について必要事項を記入してください。
 - (6) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
 - (7) 介護予防短期入所生活介護の指定を受けている事業所は、第2も点検してください（ユニット型を除く）。
 - (8) （介護予防）ユニット型指定短期入所生活介護の指定を受けている事業者は、第1～2の人員・第1～4の運営に関する基準（13、16、19、23、27、28、30を除く）、第3～6について点検してください。
- 3 根拠法令・参考資料の名称

この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、以下のとおりです。

略 称	名 称
法	介護保険法（平成9年法律第123号）
施行令	介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
平24条例46	川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日条例第46号）
平24条例47	川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日条例第47号）
平25規則34	川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第34号）
平25規則35	川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第35号）
平11厚令37	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）
平18厚労令35	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）
平11老企25	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
平13老発155	「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成13年4月6日老発第155号厚生労働省老健局長通知）

消防法	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
消防法施行令	消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）
社施第107号	社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和62年9月18日社施第一〇七号厚生省社会・児童家庭局長連名通知）
平成24年8月7日川指監発第117号・平成25年3月21日川指監発第346号川越市福祉部長通知	入浴介助における安全確保の徹底について（平成24年8月7日川指監発第117号川越市福祉部長通知） 入浴介助における安全確保の徹底について（平成25年3月21日川指監発第346号川越市福祉部長通知）
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号）
平12厚告19	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）
平12老企40	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
平18厚労告127	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）
平12厚告27	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生省告示第27号）
平12厚告29	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第29号）
平27厚労告94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）
平27厚労告95	厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）
平27厚労告96	厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号）
社福・介福法	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）
社福・介福規則	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年12月15日厚生省令第49号）

[illegible]

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
① 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録 ② タイムカード、ＩＣカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録 3 医師 (1) 医師を１以上配置していますか。	はい・いいえ	○ 労働時間の記録（出勤簿、タイムカード等）は、５年間保存しなければなりません。	号） 労働基準法第109条 平24条例46第47条第1項第1号 （平11厚令37第121条第1項第1号）
4 生活相談員 (1) 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに１以上の生活相談員を配置していますか。	はい・いいえ	○ 生活相談員は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものとしています。 ① 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 ア 大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 イ 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 ウ 社会福祉士 エ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 オ アからエと同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの（精神保健福祉士、大学において法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者） ② これと同等以上の能力を有すると認められる者（市では、介護支援専門員、介護福祉士を同等の能力を有する者として認めています）	平24条例46第47条第1項第2号 （平11厚令37第121条第1項第2号） 平11老企25第3・8・1(2)
(2) 生活相談員のうち１人以上を常勤としていますか。	はい・いいえ	○ 利用定員が20人未満である併設事業所の場合は、この限りではありません。	平24条例46第47条第5項 （平11厚令37第121条第5項）
5 介護職員又は看護職員 (1) 常勤換算方法で、利用者の数が３人又はその端数を増すごとに１以上の介護職員又は看護職員を配置していますか。	はい・いいえ	○ 看護職員は、次のいずれかの資格を有している者をいいます。 ① 看護師 ② 准看護師	平24条例46第47条第1項第3号 （平11厚令37第121条第1項第3号）
(2) 介護職員又は看護職員のそれぞれのうち１人以上を常勤としていますか。	はい・いいえ	○ 利用定員が20人未満である併設事業所の場合は、この限りではありません。	平24条例46第47条第5項 （平11厚令37第121条第5項）
(3) 看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定訪問介護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保していますか。	はい・いいえ	○ 「密接な連携」とは、以下のいずれも満たしている場合のことをいいます。 ① 病院等の看護職員が必要に応じて利用者の健康状態の確認を行っていること。 ② 病院等において、指定短期入所生活介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などが確保されていること。また、病院等からの適切な指示等を受けることができる体制が確保されていること。 ③ 病院等及び指定短期入所生活介護事業所において、連携を行う看護職員が十分な休憩時間を確保できるよう徹底していること。	平24条例46第47条第6項 （平11厚令37第121条第6項） 平11老企25第3・8・1(3)
6 栄養士又は管理栄養士 (1) 栄養士又は管理栄養士を１以上配置していますか。	はい・いいえ	○ 利用定員数が40人を超えない短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができます。	平24条例46第47条第1項第4号 （平11厚令37第121条第1項第4号） 平11老企25第3・8・1(5)
7 機能訓練指導員 (1) 機能訓練指導員を１以上配置していますか。	はい・いいえ	○ 機能訓練指導員は、次のいずれかの資格を有している必要があります。 ① 理学療法士 ② 作業療法士 ③ 言語聴覚士 ④ 看護職員 ⑤ 柔道整復師 ⑥ あん摩マッサージ指圧師 ⑦ はり師 ⑧ きゅう師 ○ はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限ります。	平24条例46第47条第1項第5号 （平11厚令37第121条第1項第5号） 平11老企25第3・8・1(4)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
8 調理員その他の従業者 (1) 当該事業所の実情に応じた適当数を配置していますか。	はい・いいえ	○ 利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。	平24条例46第47条第1項第6号 （平11厚令37第121条第1項第6号）
9 併設事業所の場合の従業者の員数 (1) 特別養護老人ホーム等に併設される事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものについては、老人福祉法、医療法又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、3～8に掲げる短期入所生活介護従業者を確保していますか。	はい・いいえ	○ 「特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われる」とは、併設本体施設の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めて短期入所生活介護を提供できる場合です。 ○ 医師、栄養士又は管理栄養士及び機能訓練指導員については、併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障を来さない場合は兼務させて差し支えありません。 ○ 生活相談員、介護職員及び看護職員の員数については、併設されているのが特別養護老人ホームである場合には、特別養護老人ホームとして確保すべき員数と短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、特別養護老人ホームの入所者と併設事業所の利用者数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とします。また、併設されているのが特別養護老人ホームでない場合も、従業者の員数の計算上、特別養護老人ホームの場合と同様の端数処理を行うことができるものとします。	平24条例46第47条第4項 （平11厚令37第121条第4項） 平11老企25第3・8・1(1)②
10 管理者 (1) 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。	はい・いいえ	○ ただし、次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ① 当該事業所で短期入所生活介護従業者としての職務に従事する場合 ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該短期入所生活介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問いませんが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者と兼務する場合（訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該短期入所生活介護事業所に駆け付けることができない体制となっている場合などは、一般的には管理業務に支障があると考えられます。）	平24条例46第48条 （平11厚令37第122条） 平11老企25第3・8・1(6)
第1ー3 設備に関する基準（短期入所生活介護）			
1 利用定員等 (1) 短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けていますか。	はい・いいえ	○ 併設事業所の場合にあっては、利用定員を20人未満とすることができます。	平24条例46第49条第1項 （平11厚令37第123条第1項） 平24条例46第49条第2項 （平11厚令37第123条第2項）
2 建物 (1) 短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く）は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物となっていますか。	はい・いいえ	○ 次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての短期入所生活介護事業所の建物にあっては、建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物とすることができます。 ① 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。 ② 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長）又は消防署長と相談の上、第138条において準用する第89条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ 第138条において準用する第89条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。 ○ 市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物である必要はありません。 ① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。	平25規則34第121条第1項 （平11厚令37第124条第1項） 平25規則34第121条第2項 （平11厚令37第124条第2項）

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
3 設備及び備品等 (1) 事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、サービスを提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 ① 居室 ② 食堂 ③ 機能訓練室 ④ 浴室 ⑤ 便所 ⑥ 洗面設備 ⑦ 医務室 ⑧ 静養室 ⑨ 面談室 ⑩ 介護職員室 ⑪ 看護職員室 ⑫ 調理室 ⑬ 洗濯室又は洗濯場 ⑭ 汚物処理室 ⑮ 介護材料室	はい・いいえ	② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 ③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 ○ 上記の「火災に係る利用者の安全性が確保されている」と認めるときについては、次の点を考慮して判断されます。 ① 上記の①～③の要件のうち、満たしていないものについて、一定の配慮措置が講じられていること。 ② 日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされていること。 ③ 管理者及び防火管理者は、当該特定施設の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。 ④ 定期的に行うこととされている避難等の訓練は、当該特定施設の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。	平11老企25第3・8・2(3)
(2) 居室は、次の基準を満たしていますか。 ① 1の居室の定員は、4人以下とすること。 ② 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。 ③ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。	はい・いいえ	○ 同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該施設の設備を利用することにより当該社会福祉施設等及び当該事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができます。 ○ 併設事業所の場合にあつては、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運用が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、本体施設の左記設備（居室を除く）を短期入所生活介護事業の用に供することができるものとします。	平25規則34第121条第3項 (平11厚令37第124条第3項) 平25規則34第121条第4項 (平11厚令37第124条第4項)
(3) 食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たしていますか。 ① 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とします。 ② ①にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができます。	はい・いいえ	○ 平成12年4月1日に現に存する老人短期入所事業の用に供する施設又は老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、平成12年4月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、(2)及び(3)の①並びに4の(1)～(5)等の規定は適用されません。	平25規則34第121条第6項第2号 (平11厚令37第124条第6項第2号) 平11厚令37附則第3条
(4) 浴室は、要介護者が入浴するのに適したものとなっていますか。	はい・いいえ		平25規則34第121条第6項第3号 (平11厚令37第124条第6項第3号)
(5) 便所は、要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。	はい・いいえ		平25規則34第121条第6項第4号 (平11厚令37第124条第6項第4号)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(6) 洗面設備は、要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。	はい・いいえ	○ 便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮してください。	平25規則34第121条第6項第5号 (平11厚令37第124条第6項第5号) 平11老企25第3・8・2(5)
4 構造等			
(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上となっていますか。ただし、中廊下の幅は2.7メートル以上となっていますか。	はい・いいえ	○ 廊下の幅は、利用者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものです。なお「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいいます。	平25規則34第121条第7項第1号 (平11厚令37第124条第7項第1号) 平11老企25第3・8・2(6)
(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けていますか。	はい・いいえ		平25規則34第121条第7項第2号 (平11厚令37第124条第7項第2号)
(3) 階段の傾斜を緩やかにしていますか。	はい・いいえ		平25規則34第121条第7項第3号 (平11厚令37第124条第7項第3号)
(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。	はい・いいえ		平25規則34第121条第7項第4号 (平11厚令37第124条第7項第4号)
(5) 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けていますか。(ただし、エレベーターを設けるときは、この限りではありません。)	はい・いいえ		平25規則34第121条第7項第5号 (平11厚令37第124条第7項第5号)
(6) 傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜を緩やかにし、表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げたものとなっていますか。	はい・いいえ		平11老企25第3・8・2(7)
(7) 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けていますか。	はい・いいえ		平11老企25第3・8・2(8)
(8) 汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有していますか。	はい・いいえ		平11老企25第3・8・2(9)
(9) 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けていますか。	はい・いいえ		平11老企25第3・8・2(10)

第1-4 運営に関する基準（短期入所生活介護）

1 内容及び手続の説明及び同意			
(1) あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	○ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ① 運営規程の概要 ② 短期入所生活介護従業者の勤務の体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等 ○ サービスの内容及び利用期間等についての同意については、書面によって確認することが望ましいです。 ○ 電磁的方法による重要事項の提供等 ① 利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができます。この場合において、当該事業者は、当該文書を交付したものとみなされます。	平24条例46第51条 (平11厚令37第125条第1項) 平11老企25第3・8・3(1) 平25規則34第221条(準用第6条) 平11厚令37第8条第2項

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ② ①に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければなりません。 ③ ①の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。 ④ ①の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。 一 ①に規定する方法のうち事業者が使用するもの 二 ファイルへの記録の方式 ⑤ ④の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。 ただし、当該利用申込者又はその家族が再び④の規定による承諾をした場合は、この限りではありません。	
2 短期入所生活介護の開始及び終了			
(1) 利用者の心身の状況により、若しくは、その家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、短期入所生活介護を提供していますか。	はい・いいえ		平25規則34第123条 （平11厚令37第126条）
(2) 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めていますか。	はい・いいえ		平25規則34第123条 （平11厚令37第126条）
3 提供拒否の禁止			
(1) 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。	はい・いいえ	○ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。	平24条例46第54条（準用第7条） （平11厚令37第140条（準用第9条））
4 サービス提供困難時の対応			
(1) 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の短期入所生活介護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	はい・いいえ・該当なし		平25規則34第138条（準用第7条） （平11厚令37第140条（準用第10条）） 準用（平11老企25第3・1・3(4)）
5 受給資格等の確認			
(1) サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していますか。	はい・いいえ		平25規則34第138条（準用第8条） （平11厚令37第140条（準用第11条））

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(2) 被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	はい・いいえ・該当なし		平25規則34第138条（準用第8条） （平11厚令37第140条（準用第11条））
6 要介護認定の申請に係る援助 (1) サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし		平25規則34第138条（準用第9条） （平11厚令37第140条（準用第12条））
(2) 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし		平25規則34第138条（準用第9条） （平11厚令37第140条（準用第12条））
7 心身の状況等の把握 (1) サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	はい・いいえ		平25規則34第138条（準用第10条） （平11厚令37第140条（準用第13条））
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 (1) サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。また、居宅介護支援事業者の情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし		平25規則34第138条（準用第12条） （平11厚令37第140条（準用第15条））
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 (1) 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	はい・いいえ		平25規則34第138条（準用第13条） （平11厚令37第140条（準用第16条））
10 サービスの提供の記録 (1) サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。	はい・いいえ	○ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするために、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。 ○ 記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。 ① 短期入所生活介護の提供日 ② サービスの内容 ③ 保険給付の額 ④ その他必要な事項	平25規則34第138条（準用第16条第1項） （平11厚令37第140条（準用第19条第1項）） 準用（平11老企25第3・1・3(10)①）

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(2) サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記載するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。	はい・いいえ	○ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は2年間保存しなければなりません。	平25規則34第138条（準用第16条第2項） （平11厚令37第140条（準用第19条第2項）） 準用（平11老企25第3・1・3(10)②）
1 1 利用料等の受領 (1) 法定代理受領サービスに該当する短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。	はい・いいえ	○ 法定代理受領サービスとして提供される短期入所生活介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法の規定により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。	平25規則34第124条第1項 （平11厚令37第127条第1項） 準用（平11老企25第3・1・3(11)①）
(2) 法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない短期入所生活介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである短期入所生活介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。 ○ なお、そもそも介護保険給付の対象となる短期入所生活介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 ① 利用者に、当該事業が短期入所生活介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 ② 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、短期入所生活介護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ③ 会計が短期入所生活介護の事業の会計と区分されていること。	平25規則34第124条第2項 （平11厚令37第127条第2項） 準用（平11老企25第3・1・3(11)②）
(3) (1)、(2)の支払を受ける額のほか、右に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。	はい・いいえ	① 食事の提供に要する費用 ② 滞在に要する費用 ③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑤ 送迎に要する費用（厚労大臣が別に定める場合を除く。） ⑥ 理美容代 ⑦ 短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの ○ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められません。	平25規則34第124条第3項 （平11厚令37第127条第3項）
(4) (3)の⑦の費用の具体的な取扱については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号）に沿って適切に取り扱われていますか。	はい・いいえ		
(5) (3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	○ (3)の①～④までの利用料に係る同意については、文書によって得なければなりません。	平25規則34第124条第5項 （平11厚令37第127条第5項） 平11老企25第3・8・3(3)③
(6) サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。	はい・いいえ		法第41条第8項
(7) (6)の領収証には当該サービスに係る費用及びその他の費用の額について、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	はい・いいえ	○ 医療控除の対象となる利用者（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護をあわせて利用している者）の領収書には、医療費控除の額及び居宅介護支援事業者の名称を記載してください。（「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」H12.6.1老発第509号・H25.1.25改正を参照）。	施行規則第65条

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等																								
1 2 保険給付の請求のための証明書の交付 (1) 法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	はい・いいえ・該当なし		平25規則34第138条（準用第18条） （平11厚令37第140条（準用第21条））																								
1 3 指定短期入所生活介護の取扱方針 (1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っていますか。 (2) 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っていますか。 (3) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 (4) 自らその提供する短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	○ 「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととしますが、4日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練の援助を行うものとします。 ○ サービス提供方法等とは、短期入所生活介護計画の目標及び内容や利用期間内の行事及び日課等も含みます。	平25規則34第125条第1項 （平11厚令37第128条第1項） 平25規則34第125条第2項 （平11厚令37第128条第2項） 平11老企25第3・8・3(4)① 平25規則34第125条第3項 （平11厚令37第128条第3項） 平11老企25第3・8・3(4)② 平25規則34第125条第4項 （平11厚令37第128条第7項）																								
1 4 身体拘束等 (1) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいませんか。	はい・いいえ	⇒ 緊急やむを得ず身体拘束を実施している場合の内容 <table><tr><th>身体拘束の態様</th><th>人数</th><th>解除への具体的な取組例</th></tr><tr><td>ベッド柵</td><td></td><td></td></tr><tr><td>車イスベルト</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ミトンの使用</td><td></td><td></td></tr><tr><td>つなぎ服の使用</td><td></td><td></td></tr><tr><td>拘束帯の使用</td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td></td></tr><tr><td>実人数</td><td></td><td></td></tr></table> ○ 身体拘束禁止の対象となる具体的行為とは次のとおりです（「身体拘束ゼロへの手引き」参照）。 ① 徘徊しないように、車いすやベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドの柵（サイドレール）で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすやベッドからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。	身体拘束の態様	人数	解除への具体的な取組例	ベッド柵			車イスベルト			ミトンの使用			つなぎ服の使用			拘束帯の使用			その他			実人数			平24条例46第52条第1項 （平11厚令37第128条第4項）
身体拘束の態様	人数	解除への具体的な取組例																									
ベッド柵																											
車イスベルト																											
ミトンの使用																											
つなぎ服の使用																											
拘束帯の使用																											
その他																											
実人数																											

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等																														
(2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい・いいえ	○ 短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合であっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。 また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておく必要があります。	平24条例46第52条第2項 (平11厚令37第128条第5項)																														
(3) 記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存していますか。	はい・いいえ	○ 利用者の日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うことに逐次その記録を加えるとともに、従業者間、家族等関係者の間で直近の情報を共有してください。	平13老発155の6																														
(4) 「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」などを参考にして、文書により家族等にわかりやすく説明し、原則として拘束開始時からそれ以前に同意を得ていますか。	はい・いいえ	○ 説明書について、次の点について適切に取り扱い、作成及び同意を得てください。 ① 当拘束の三要件（切迫性、非代替性、一時性）の1つのみに○がついていないか。 ② 拘束期間の「解除予定日」が空欄になっていないか。 ③ 説明書（基準に定められた身体拘束の記録）の作成日が拘束開始日より遅くなっていないか。 ○ 身体拘束は、利用者の生命等が危険にさらされる可能性が著しく高い場合など、やむなく緊急かつ一時的に行われるものです。市では身体拘束は、本人の人権の制限といえます面があるため、説明書の説明・同意については、原則として事前又は開始時に家族等の了解を得よう指導しています。このため、拘束を開始する際、電話等で家族等に連絡が取れない場合は、連絡を試みた旨について、説明書上等に記録するようにしてください。	平13老発155の6																														
(5) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていますか。	はい・いいえ																																
ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。	はい・いいえ	○ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体的拘束等適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者のほか、第三者や専門家を加えることが望ましく、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられます。また、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。 また、身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ○ 短期入所生活介護事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要で具体的には、次のようなことを想定しています。 イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 ロ 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について身体的拘束等適正化検討委員会に報告すること。 ハ 身体的拘束等適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。 ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。 ◎ 身体的拘束等適正化検討委員会の概要について記載してください。	平26条例46第52条第3項 平11老企25 第3・8・3(4)④																														
		<table border="1"> <tr> <td>名称</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td rowspan="2">開催頻度</td><td>開催ルール</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>昨年度開催回数</td><td></td><td>回</td></tr> <tr> <td rowspan="6">構成メンバー</td><td>☐ 施設長</td><td>☐ 生活相談員</td><td></td></tr> <tr> <td>☐ 介護職員</td><td>☐ 看護職員</td><td></td></tr> <tr> <td>☐ 計画担当介護支援専門員</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>☐ 医師</td><td>☐ 栄養士又は管理栄養士</td><td></td></tr> <tr> <td>☐ 事務長</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>☐ その他（ ）</td><td></td><td></td></tr> </table>	名称				開催頻度	開催ルール			昨年度開催回数		回	構成メンバー	☐ 施設長	☐ 生活相談員		☐ 介護職員	☐ 看護職員		☐ 計画担当介護支援専門員			☐ 医師	☐ 栄養士又は管理栄養士		☐ 事務長			☐ その他（ ）			平13老発155の3、5
名称																																	
開催頻度	開催ルール																																
	昨年度開催回数		回																														
構成メンバー	☐ 施設長	☐ 生活相談員																															
	☐ 介護職員	☐ 看護職員																															
	☐ 計画担当介護支援専門員																																
	☐ 医師	☐ 栄養士又は管理栄養士																															
	☐ 事務長																																
	☐ その他（ ）																																

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等						
イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。	はい・いいえ	○ 短期入所生活介護事業者が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。 イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ロ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	平26条例46第52条第3項 平11老企25第3の八の3(4)⑤						
ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していますか。	はい・いいえ	○ 介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該短期入所生活介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとしします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えありません。 <table><tr><td>研修実施日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>新規採用時研修実施日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr></table>	研修実施日	年 月 日	年 月 日	新規採用時研修実施日	年 月 日	年 月 日	平26条例46第52条第3項 平11老企25第3・8・3(4)⑥
研修実施日	年 月 日	年 月 日							
新規採用時研修実施日	年 月 日	年 月 日							
15 短期入所生活介護計画の作成 (1) 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 相当期間以上とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指します。	平25規則34第126条第1項 (平11厚令37第129条第1項) 平11老企25第3・8・3(4)①						
(2) 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 短期入所生活介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。	平25規則34第126条第2項 (平11厚令37第129条第2項) 平11老企25第3・8・3(5)②						
(3) 管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明をし、利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 短期入所生活介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保証するため、短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。	平25規則34第126条第3項 (平11厚令37第129条第3項) 平11老企25第3・8・3(5)③						
(4) 管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付していますか。	はい・いいえ	○ 交付した短期入所生活介護計画は、2年間保存しなければなりません。	平25規則34第126条第4項 (平11厚令37第129条第4項) 平11老企25第3・8・3(5)③						

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(5) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期入所生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該短期入所生活介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。	はい・いいえ		平11老企25第3・8・3(5)⑤ (準用第3・1・3(14)⑥)
16 介護			
(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われていますか。	はい・いいえ	○ サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、在宅生活へ復帰することを念頭において行うことが基本であり、そのためには、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービス提供し、又は必要な支援を行ってください。	平25規則34第127条第1項 (平11厚令37第130条第1項) 平11老企25第3・8・3(6)①
(2) 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきをしていますか。	はい・いいえ	○ 入浴は、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施してください。なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努めてください。	平25規則34第127条第2項 (平11厚令37第130条第2項) 平11老企25第3・8・3(6)②
(3) 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	○ 利用者の心身の状況や排せつ状況などを基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとします。	平25規則34第127条第3項 (平11厚令37第130条第3項) 平11老企25第3・8・3(6)③
(4) おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていますか。	はい・いいえ	○ 利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換に当たっては、頻繁に行えばよいといいますがのではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施してください。	平25規則34第127条第4項 (平11厚令37第130条第4項) 平11老企25第3・8・3(6)④
(5) (1)から(4)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。	はい・いいえ	○ 短期入所生活介護サービスは、短期間の入所ですが、生活にメリハリをつけ、生活面での積極性を向上させる観点から、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行ってください。	平25規則34第127条第5項 (平11厚令37第130条第5項) 平11老企25第3・8・3(6)⑤
(6) 常時1人以上の介護職員を介護に従事させていますか。	はい・いいえ	○ 夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておいてください。なお、介護サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組んでください。	平24条例46第53条1項 (平11厚令37第130条第6項) 平11老企25第3・8・3(6)⑥
(7) 利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。	はい・いいえ		平24条例46第53条2項 (平11厚令37第130条第7項)
17 入浴サービス			
(1) 介護を要する者に対する入浴サービスについては、常に事故の危険性があること、たとえ短時間であっても職員が目を見守ることは重大な事故につながる恐れがあるため、右の事項に留意して適切に行っていますか。	はい・いいえ	① 入浴介助に当たっては、洗身介助、脱衣室における着脱衣介助及び脱衣室から浴室までの移動介助等の手順について、介助方法に安全上の問題はないか、入所者の心身の状況や介護職員の作業負担等を踏まえて確認し、適切な介助方法を職員に対して周知すること。 ② 入浴機器の利用に当たっては、操作・使用説明書を再確認し、安全装置の利用漏れや点検漏れがないか確認し、適切な使用方法を職員に対して周知すること。 ③ ①・②の介助方法等を周知徹底させるためのマニュアルを整備し、職員研修を計画的に行うこと。 ④ 入所者の安全確認については、複数の介護職員が連携して行うこと。 ⑤ 脱衣室・浴室における職員の配置及びその配置から対応可能な入所者数を確認し、必要に応じて複数の職員で一人の入所者の入浴介助を行うことができるよう、無理のないサービスの体制を組むこと。	平成24年8月7日川指監発第117号・平成25年3月21日川指監発第346号 川越市福祉部長通知

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
⑥ 施設内における事故やヒヤリハット等に関する報告を収集・分析し、抽出されたリスク要因に対して解決策を検討し、施設全体で情報を共有すること。 ⑦ 事故が発生した際に迅速な措置を行うことができるように、緊急連絡網やマニュアルの整備を行うこと。			
18 介護職員等による喀痰吸引等について (1) 平成24年4月1日から「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護職員等（介護福祉士に限らずすべての介護職員が対象）が、登録特定行為事業者として登録した施設等で、たんの吸引等を実施することができるようになりましたが、貴事業所は介護職員等がたんの吸引等を実施していますか。 （以下「はい」の場合のみ点検してください）。	はい・いいえ		社福・介護法第48条の2、48条の3、48条の5、附則第3条、第4条第2項 社福・介護規則第26条の2、第26条の3、附則第4条、第5条 平成23年6月22日老発第0622第1「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布について」第6・2・1
(2) 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせていますか。	はい・いいえ	⇒ 認定特定行為従事者は何人いますか。 _____人	
(3) 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。	はい・いいえ		
(4) 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。	はい・いいえ	⇒ 登録している行為に○を選択してください。 （たん吸引） ☐ 口腔内 ☐ 鼻腔内 ☐ 気管カニューレ内 （経管栄養） ☐ 胃ろう又は腸ろう ☐ 経鼻経管栄養	
(5) たん吸引等の業務について、次のとおり実施していますか。 ① 介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けている。 ② 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成している。 ③ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ている。 ④ 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っている。 ⑤ たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催している。 ⑥ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしている。	はい・いいえ		
19 食事 (1) 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供していますか。	はい・いいえ	○ 食事の提供に関する業務は事業者自らが行うことが望ましいですが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができます。	平25規則34第128条第1項 （平11厚令37第131条第1項） 平11老企25第3・8・3(7)④
(2) 利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援していますか。	はい・いいえ		平25規則34第128条第2項

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(3) 調理は、あらかじめ作成された献立にしたがって行うとともに、その実施状況を明らかにしていますか。	はい・いいえ		(平11厚令37第131条第2項) 平11老企25第3・8・3(7)②
(4) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいですが、早くとも午後5時以降となっていますか。	はい・いいえ		平11老企25第3・8・3(7)③
(5) 利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分にとられていますか。	はい・いいえ		平11老企25第3・8・3(7)⑤
(6) 利用者に対して適切な栄養食事相談を行っていますか。	はい・いいえ		平11老企25第3・8・3(7)⑥
(7) 食事内容について、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において、検討が加えられていますか。	はい・いいえ		平11老企25第3・8・3(7)⑦
20 機能訓練			
(1) 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていますか。	はい・いいえ	○ 利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供してください。日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとします。	平25規則34第129条 (平11厚令37第132条) 平11老企25第3・8・3(8)
21 健康管理			
(1) 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとっていますか。	はい・いいえ		平25規則34第130条 (平11厚令37第133条)
22 相談及び援助			
(1) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。	はい・いいえ	○ 常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取ることにより、積極的に利用者の在宅生活の向上を図ってください。	平25規則34第131条 (平11厚令37第134条) 平11老企25第3・8・3(10)
23 その他のサービスの提供			
(1) 教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っていますか。	はい・いいえ	○ レクリエーション行事は、機能訓練の趣旨を踏まえて行うものとしてください。	平25規則34第132条第1項 (平11厚令37第135条第1項)
(2) 常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。	はい・いいえ		平25規則34第132条第2項 (平11厚令37第135条第2項)
24 利用者に関する市町村への通知			
(1) 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させた認められるとき。 ② 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。	はい・いいえ		平25規則34第138条(準用22条) 平11厚令37第140条(準用第26条)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
2 5 緊急時等の対応 (1) 現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	○ 短期入所生活介護従業者が現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものです。協力医療機関については、次の点に留意するものとします。 ① 協力医療機関は、緊急時等に速やかに対応できるよう事業所から近距離にあることが望ましいものであること。 ② 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。	平25規則34第133条 （平11厚令37第136条） 平11老企25第3・8・3(12)
2 6 管理者の責務 (1) 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	はい・いいえ		平25規則34第138条（準用第44条） （平11厚令37第140条（準用第52条））
(2) 管理者は、当該事業所の従業者に「川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日条例第46号）第17条及び第18条並びに川越市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第34号）第9章第3節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	はい・いいえ		平25規則34第138条（準用第44条） （平11厚令37第140条（準用第52条））
2 7 運営規程 (1) 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 利用定員 ④ 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の送迎の実施地域 ⑥ サービス利用に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時等における対応方法 ⑧ 非常災害対策 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩ その他運営に関する重要事項	はい・いいえ	○ ②の「従業員の員数」は、日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員に関する基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。（重要事項を記した文書に記載する場合も同様です。） ○ ③の「利用定員」は、短期入所生活介護の事業の専用の居室のベッド数と同数としてください。 ○ ④の「短期入所生活介護の内容」については、送迎の有無も含めたサービスの内容を指します。また、「利用料」としては、法定代理受領サービスである短期入所生活介護に係る利用料（1割負担、2割負担又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない短期入所生活介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、規則第124条第3項により徴収が認められている費用の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。 ○ ⑤の「通常の送迎の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではありません。 ○ ⑥の「サービス利用に当たっての留意事項」は、利用者が短期入所生活介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものです。 ○ ⑧の「非常災害対策」は、非常災害に関する具体的計画を指すものです。 ○ ⑨の「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容を規定します。 ○ ⑩の「その他運営に関する重要事項」は、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましいです。	平25規則34第134条 （平11厚令37第137条） 準用（平11老企25第3・1・3(19)①） 平11老企25第3・8・3(13) 準用（平11老企25第3・1・3(19)⑤）
2 8 勤務体制の確保等 (1) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。	はい・いいえ	○ 原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との業務関係等を明確にしてください。 ○ 併設の短期入所生活介護事業所については、本体施設の従業者と併せて勤務表を作成してください。 ○ 職員の勤務体制を定めるもののうち、介護職員の勤務形態については、短期入所生活介護が短期間の利用とはいえ、そのサービスの内容は、介護老人福祉施設である特別養護老人ホームと基本的に同様であることから、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和62年9月18日社施第107号）」に定める特別養護老人ホームの夜間における勤務形態の取扱いに準じてその体制を確保してください。	平25規則34第138条（準用第87条第1項） （平11厚令37第140条（準用第101条第1項）） 平11老企25第3・8・3(20)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(2) 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。	はい・いいえ	○ 夜間の介護職員数については、介護老人福祉施設における配置を参考に適切に配置してください。ただし、併設事業所については、本体の事業所等と一体でその取扱いを行って差し支えありません。 ○ 短期入所生活介護事業所の夜間の安全、防災上の管理の観点から、介護職員のほかに宿直員を配置することが望ましいです。ただし、併設事業所については、本体の事業所等と一体でその取扱いを行って差し支えありません。 ○ 当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものとします。 ○ 調理、洗濯等利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めています。	平25規則34第138条（準用第87条第2項） （平11厚令3/第140条（準用第101条第2項）） 準用（平11老企25第3・6・3(5)②）
(3) 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。	はい・いいえ	○ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。	平25規則34第138条（準用第87条第3項） （平11厚令37第140条（準用第101条第3項））
(4) 全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	○ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者としてこととし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。	平25規則34第138条（準用第87条第3項） （平11厚令37第140条（準用第101条第3項）） 準用（平11老企25第3・2・3(6)③）
(5) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講じていますか。	はい・いいえ	○ 事業主が講ずべき措置の具体的な内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりです。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。 イ 事業主が講ずべき措置の具体的な内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」といいます。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。 α 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 β 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 ロ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、 ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ② 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等） ③ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） が規定されています。 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的な内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html) 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましいです。	平25規則34第138条（準用第87条第4項） 準用（平11老企25第3・1・3(21)④）

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等																							
29 業務継続計画の策定 (1) 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	○ 「業務継続計画」 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画のことを指します。 ○ 業務継続計画には以下の項目等を記載してください。 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 ○ なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。 さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。	平24条例46第54条（準用第8条の2第1項） 準用（平11老企25第3・6・3(6)②）																							
(2) 業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施していますか。	はい・いいえ	<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">感 染 症</th><th colspan="4">実 施 日</th></tr><tr><th>研修</th><th>年</th><th>月</th><th>日</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>訓練</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td rowspan="2">災 害</td><td>研修</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td>訓練</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr></tbody></table> ○ 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、通所介護従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施してください。 なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。 ○ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行ってください。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 ○ 訓練においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施してください。 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問いませんが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。	感 染 症	実 施 日				研修	年	月	日		訓練	年	月	日	災 害	研修	年	月	日	訓練	年	月	日	平24条例46第54条（準用第8条の2第2項） 準用（平11老企25第3・6・3(6)③）
感 染 症	実 施 日																									
	研修	年	月	日																						
	訓練	年	月	日																						
災 害	研修	年	月	日																						
	訓練	年	月	日																						
(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ		平24条例46第54条（準用第8条の2第3項）																							

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等												
3 0 定員の遵守 (1) 利用定員及び居室の定員を超えることとなる数以上の利用者に対して同時に短期入所生活介護を行っていませんか。	はい・いいえ	○ 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は差し支えありません。 ○ 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないと認められる場合においても、利用者数を超えて短期入所生活介護を行うことが認められます。 この場合、居室以外の静養室において短期入所生活介護を行うこととしていますが、あくまでも、緊急の必要がある場合にのみ認められるもので、当該利用者に対する短期入所生活介護の提供は7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度に行うものとします。 なお、短期入所生活介護事業所の利用定員を超えて受け入れることができる利用者数は、利用定員が40人未満である場合は1人、利用定員が40人以上である場合は2人まで認められるもので、定員超過利用による減算の対象とはなりません。	平25規則34第135条第1項 （平11厚令37第138条第1項） 平25規則34第135条第2項 （平11厚令37第138条第2項） 平11老企25第3・8・3(15)												
3 1 非常災害対策 (1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	はい・いいえ	○ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画も含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定短期入所生活介護事業所にあつてはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定短期入所生活介護事業所においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。	平25規則34第138条（準用第89条第1項） （平11厚令37第140条（準用第103条）） 準用（平11老企25第3・6・3(7)①）												
(2) 防火管理者には、施設の防火管理業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある者を選任し、消防署に届け出ていますか。	はい・いいえ	⇒ ① 防火管理者名（ ） ② 届 出 日（ ）	消防法第8条第1項、第2項 消防法施行令第1条の2、第3条												
(3) 災害発生時に迅速に対応するため、職員の初期対応や指揮系統を定めたマニュアルを策定するとともに、緊急連絡網を整備していますか。	はい・いいえ		平25規則34第138条（準用第89条第1項） 川越市地域防災計画 27.3（震災対策編）第1章第3節第4の3												
(4) 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底を図っていますか。	はい・いいえ		準用（平11老企25第3・6・3(7)①）												
(5) 日頃から消防団や地域住民に対して、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえよう協力協定を締結するなど、地域との協力体制の確保に努めていますか。	はい・いいえ		準用（平11老企25第3・6・3(7)①）												
(6) 消防機関の協力を得て、年2回以上の消火及び避難訓練、定期的な通報訓練を実施していますか。 また、訓練のうち1回以上は夜間又は夜間を想定した訓練となっていますか。	はい・いいえ	⇒ 直近2回の訓練実施日 <table><tr><td>実施日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>消防職員の立会</td><td>有 ・ 無</td><td>有 ・ 無</td></tr><tr><td>夜間訓練</td><td>有 ・ 無</td><td>有 ・ 無</td></tr><tr><td>参加者数</td><td>人</td><td>人</td></tr></table> ○ 職員には消火訓練等も併せて行わせ、平素から消防設備等の操作について熟知させておいてください。また、訓練の記録を作成し、出席できなかった職員がいた際に回覧等することで情報を共有するなど、防災意識の高揚に努めてください。	実施日	年 月 日	年 月 日	消防職員の立会	有 ・ 無	有 ・ 無	夜間訓練	有 ・ 無	有 ・ 無	参加者数	人	人	消防法施行規則第3条第10項 社施第107号通知
実施日	年 月 日	年 月 日													
消防職員の立会	有 ・ 無	有 ・ 無													
夜間訓練	有 ・ 無	有 ・ 無													
参加者数	人	人													
(7) 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	はい・いいえ	○ 避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要です。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。	平25規則34第138条（準用第89条第2項） 準用（平11老企25第3・6・3(7)②）												
(8) カーテン、じゅうたん等は、消防法で防災性能を有する物品となっていますか。	はい・いいえ	○ このほか布団、毛布等の寝具類についても防災性能を有するものを使用するよう努めてください。なお、寝衣類についても個人的嗜好等に配慮しつつできるだけ防災性能を有するものを使用することが望ましいとされています。	消防法第8条の3第1項 社施第107号通知												

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等																																				
(9) 消防用設備については、専門業者による定期的な点検（6月ごと年2回、総合点検1年に1回）を行っていますか。また、総合点検の結果について消防に報告していますか。	はい・いいえ	⇒ 直近2回の実施日 <table><tr><td>実施日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>実施内容</td><td></td><td></td></tr><tr><td>指摘事項など</td><td></td><td></td></tr></table>	実施日	年 月 日	年 月 日	実施内容			指摘事項など			消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6第3項																											
実施日	年 月 日	年 月 日																																					
実施内容																																							
指摘事項など																																							
(10) 災害に備えて、以下の物資等を3日分程度備蓄していますか。 ① 非常用食料（特別食を含む） ② 飲料水 ③ 常備薬 ④ 介護用品 ⑤ 照明器具 ⑥ 熱源 ⑦ 移送用具（担架、ストレッチャー等）	はい・いいえ		川越市地域防災計画 27.3（震災対策編）第1章第3節第4の3																																				
3 2 衛生管理等 (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	○ 受水槽の有効容量が10㎡を超えるものは、簡易専用水道として、管理する必要があります。 ○ 簡易専用水道の設置者は、保守点検業者による保守点検、清掃とは別に厚生労働大臣の登録を受けた者による法定検査が必要です。検査依頼の際は、必ず登録を受けたものかどうか確認してください。なお、簡易専用水道の法定点検・清掃の頻度は1年以内ごとに1回です。 ○ 浴槽水は、毎日完全に換えることが原則ですが、これにより難しい場合でも、最低でも1週間に1回以上完全に換えるとともに、ろ過器及び配管内等の清掃を行い、レジオネラ属菌による浴槽水の汚染防止に努めてください。 ○ 少なくとも1年に1回以上水質検査を行い（毎日完全換水しない場合は1年に2回以上、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合は1年に4回以上）、レジオネラ属菌に汚染されているか否かを確認する必要があります。 ○ 基準第140条により準用される基準第104条は、短期入所生活介護事業者の必要最低限の衛生管理等について規定したものです。このほか、次の点に留意してください。 - イ 指定短期入所生活介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 - ロ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 - ハ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。	平25規則34第138条（準用第90条第1項） （平11厚令37第140条（準用第104条第1項）） 水道法第3条、第34条の2 平15厚労告264第2・3・2																																				
(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。	はい・いいえ	<table><tr><th>名 称</th><th colspan="4"></th></tr><tr><td rowspan="2">開催頻度</td><td colspan="2">開催ルール</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">前年度開催回数</td><td colspan="2">計 回</td></tr><tr><td rowspan="4">構成メンバー</td><td>施設長</td><td>生活相談員</td><td>介護職員</td><td></td></tr><tr><td>看護職員</td><td>計画担当介護支援専門員</td><td></td><td></td></tr><tr><td>医師</td><td>栄養士又は管理栄養士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>事務長</td><td>その他</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">感染症対策等を適切に実施するための担当者</td><td colspan="3"></td></tr></table> ○ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとします。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 - イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じて随時開催する必要があります。	名 称					開催頻度	開催ルール				前年度開催回数		計 回		構成メンバー	施設長	生活相談員	介護職員		看護職員	計画担当介護支援専門員			医師	栄養士又は管理栄養士			事務長	その他			感染症対策等を適切に実施するための担当者					平24条例46第54条（準用第32条の3第1号） 準用（平11老企25第3・6・3(8)②）
名 称																																							
開催頻度	開催ルール																																						
	前年度開催回数		計 回																																				
構成メンバー	施設長	生活相談員	介護職員																																				
	看護職員	計画担当介護支援専門員																																					
	医師	栄養士又は管理栄養士																																					
	事務長	その他																																					
感染症対策等を適切に実施するための担当者																																							

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等								
(3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。	はい・いいえ	感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 □ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 <table border="1"> <tr> <td>研修実施日</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> <tr> <td>訓練実施日</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> </table>	研修実施日	年	月	日	訓練実施日	年	月	日	平24条例46第54条（準用第32条の3第2号）
研修実施日	年	月	日								
訓練実施日	年	月	日								
(4) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。	はい・いいえ	ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。	平24条例46第54条（準用第32条の3第3号）								
3 3 掲示等											
(1) 特定施設の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を行っていますか。	はい・いいえ	○ 運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を短期入所生活介護事業所の見やすい場所に掲示するものです。また、短期入所生活介護事業所は、原則として、重要事項を短期入所生活介護事業者のウェブサイトに掲載することと規定されていますが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。なお、短期入所生活介護事業者は、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、次に掲げる点に留意する必要があります。次に掲げる点に留意する必要があります。 イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ロ 短期入所生活介護員等の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、短期入所生活介護員等の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ハ 前年度に介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下である短期入所生活介護事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないため、ウェブサイトへの掲載を行うことが望ましいです。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、掲示は行う必要がありますが、これを書面や電磁的記録による措置に代えることができます。	平25規則34第138条（準用第29条第1項） （平11厚令37第140条（準用第32条）） 準用（平11老企25第3・1・3(24)）								
(2) 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。 （令和7年4月1日から義務化）	はい・いいえ	イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ロ 短期入所生活介護員等の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、短期入所生活介護員等の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ハ 前年度に介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下である短期入所生活介護事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないため、ウェブサイトへの掲載を行うことが望ましいです。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、掲示は行う必要がありますが、これを書面や電磁的記録による措置に代えることができます。 ○ 重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に閲覧させることで、掲示に変えることができます。	平25規則34第138条（準用第29条第2項）								
3 4 秘密保持											
(1) 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	はい・いいえ	○ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。	平24条例46第54条（準用第9条第1項） （平11厚令37第140条（準用第33条第1項））								
(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。	平24条例46第54条（準用第9条第2項） （平11厚令37第140条（準用第33条第2項）） 準用（平11老企25第3・1・3(25)②）								

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等															
(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	はい・いいえ	○ この同意については、サービス提供開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。	平24条例46第54条（準用第9条第3項） （平11厚令37第140条（準用第33条第3項）） 準用（平11老企25第3・1・3(25)③）															
(4) 「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」、「個人情報に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日個人情報保護委員会・厚生労働省)」(以下「ガイダンス」)に基づき、入所者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。	はい・いいえ	貴事業所が実施する個人情報保護に関する取組について記入してください。 ⇒<table><tr><td rowspan="5">安全管理措置</td><td>規定の整備 (規定の名称：)</td></tr><tr><td>組織体制の整備</td></tr><tr><td>研修の実施</td></tr><tr><td>その他</td></tr><tr><td>()</td></tr><tr><td rowspan="4">第三者提供に係る記録の方法</td><td>その都度記録を作成</td></tr><tr><td>一括して記録を作成</td></tr><tr><td>その他</td></tr><tr><td>()</td></tr><tr><td rowspan="3">苦情対応窓口の有無</td><td>有</td></tr><tr><td>(部署名：)</td></tr><tr><td>無</td></tr></table> ○ 「個人情報の保護に関する法律」の概要 ① 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと（法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等を除く。） ② 個人情報は適正な手段により取得し、あらかじめその利用目的を明示している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表すること。なお、要配慮個人情報については、事前に本人の同意を得ること ③ 個人データについては、正確・最新の内容に保つよう努め、漏えい、滅失又はき損の防止等安全管理措置を講じるとともに、従業員及び委託先を監督すること（安全管理措置の取組例については「ガイダンスⅢ 4（2）」を参照） ④ 第三者に個人データの提供する場合、あらかじめ本人の同意を得た上で行い、提供年月日、本人から同意を得ている旨、当該第三者の氏名又は名称等、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること また、第三者から個人データの提供を受ける場合は、当該第三者の氏名及び住所等、当該第三者による個人データ取得の経緯について確認した上で受領し、当該確認した情報、個人データ受領年月日、同意を得ている旨、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること（保存期間は個人データの作成方法による。最長3年） ⑤ 保有個人データについては、当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、利用目的等について、本人の知り得る状態に置き、本人が利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用停止等を求めたときは、適切に対応すること ⑥ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること 改正個人情報保護法（H29.5.30施行）では、5,000件以下の個人情報取扱事業者も対象となりました。 用語の定義 ○ ・ 個人情報・・・生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの又は個人識別符号（DNA、指紋、マイナンバー、被保険者証の記号・番号等）が含まれるもの ・ 個人データ・・・個人情報データベース等を構成する個人情報 ・ 要配慮個人情報・・・本人の人権、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害者となった事実、診療録等の診療記録、健康診断の結果、障害、その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報 ○ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。	安全管理措置	規定の整備 (規定の名称：)	組織体制の整備	研修の実施	その他	()	第三者提供に係る記録の方法	その都度記録を作成	一括して記録を作成	その他	()	苦情対応窓口の有無	有	(部署名：)	無	個人情報保護法 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
安全管理措置	規定の整備 (規定の名称：)																	
	組織体制の整備																	
	研修の実施																	
	その他																	
	()																	
第三者提供に係る記録の方法	その都度記録を作成																	
	一括して記録を作成																	
	その他																	
	()																	
苦情対応窓口の有無	有																	
	(部署名：)																	
	無																	
3 5 広告 (1) 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていないですか。	はい・いいえ		平25規則34第138条（準用第30条） （平11厚令37第140条（準用第34条））															

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等						
3 6 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 (1) 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	はい・いいえ		平25規則34第138条（準用第31条） （平11厚令37第140条（準用第35条））						
3 7 苦情処理 (1) サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	<table><tr><td>苦情受付担当者</td><td></td></tr><tr><td>苦情解決責任者</td><td></td></tr><tr><td>第三者委員名</td><td></td></tr></table> ○ 「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。 ① 苦情を受け付けるための窓口を設置する ② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする ③ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する ④ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する、かつ、ウェブサイトに掲載する （ウェブサイト：法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム）	苦情受付担当者		苦情解決責任者		第三者委員名		平25規則34第138条（準用第32条第1項） （平11厚令37第140条（準用第36条第1項）） 準用（平11老企25第3・1・3(28)①）
苦情受付担当者									
苦情解決責任者									
第三者委員名									
(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。	はい・いいえ	○ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ○ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ○ 苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければなりません。	平25規則34第138条（準用第32条第2項） （平11厚令37第140条（準用第36条第2項）） 準用（平11老企25第3・1・3(28)②）						
(3) 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ		平25規則34第138条（準用第32条第3項） （平11厚令37第140条（準用第36条第3項））						
(4) 市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告していますか。	はい・いいえ		平25規則34第138条（準用第32条第4項） （平11厚令37第140条（準用第36条第4項））						
(5) 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ		平25規則34第138条（準用第32条第5項） （平11厚令37第140条（準用第36条第5項））						
(6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を報告していますか。	はい・いいえ		平25規則34第138条（準用第32条第6項） （平11厚令37第140条（準用第36条第6項））						
3 8 地域との連携等 (1) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	はい・いいえ	介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。 ○	平25規則34第138条（準用第33条第1項） （平11厚令37第140条（準用第36条の2第1項）） 準用（平11老企25第3・1・3(29)①）						
(2) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との協力を努めていますか。	はい・いいえ	○ 地域に開かれた事業として行われるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。	平25規則34第136条 （平11厚令37第139条） 平11老企25第3・8・3(17)						

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
3 9 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 (1) 事業者は、当該事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催していますか。 ※令和9年3月31日までの間は努力義務		※ 介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び開催について規定したものです。 当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過期間を設けており、令和9年3月31日までの間は、努力義務とされています。 本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討してください。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えありません。 また、本委員会は、定期的に開催することが必要ですが、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないように留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましいです。あわせて、本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることができます。また、本委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 なお、事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。本委員会は事業所毎に実施が求められるものですが、他のサービス事業所との連携により行うことも差し支えありません。また、委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところですが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えありません。	平24条例46第53条の2 平11老企25 第3・8・3(19)
4 0 事故発生時の対応 (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	○ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。	平24条例46第54条（準用第10条第1項） （平11厚令37第140条（準用第37条第1項）） 準用（平11老企25第3・1・3(30)①）
(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	はい・いいえ	○ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければなりません。	平24条例46第54条（準用第10条第2項） （平11厚令37第140条（準用第37条第2項）） 準用（平11老企25第3・1・3(30)）
(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	はい・いいえ	○ 賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。	平24条例46第54条（準用第10条第3項） （平11厚令37第140条（準用第37条第3項）） 準用（平11老企25第3・1・3(30)②）
(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	はい・いいえ		準用（平11老企25第3・1・3(30)③）
(5) 介護ベッドに係わる事故の危険性を把握し、利用者モニタリング等の際に対応策について検討していますか。	はい・いいえ	○ 介護ベッドに設置した手すりと手すりの間のすき間等に利用者が首を挟み死亡に至る事故が発生しています。 使用中の手すりが新JIS製品かどうか確認してください。新JIS製品への取替えが困難な場合はすき間を埋める対策をとってください。 （「医療・介護ベッドに係わる事故の再発防止について（緊急依頼）」（平成24年11月2日消費者庁消費者安全課、厚生労働省老健局振興課ほか通知）、平成24年11月2日消費者庁報道発表資料を参照してください）	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
4 1 高齢者虐待の防止 (1) 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	はい・いいえ	○ 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいいます。 ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 ⑤ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	高齢者虐待防止法第5条 高齢者虐待防止法第2条
(2) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っていますか。	はい・いいえ	○ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」といいます。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。 ・ 虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業員にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業員が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業員としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 ・ 虐待等の早期発見 事業所の従業員は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望まれます。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。 ・ 虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 ○ 虐待の防止のための対策を検討する委員会 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望まれます。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業員に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業員に周知徹底を図る必要があります。 - イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること - ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること - ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること - ニ 虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関すること - ホ 従業員が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること - ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること - ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること	平24条例46第54条（準用第10条の2） 準用（平11老企25第3・1・3(31)）

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等																														
		◎ 虐待防止検討委員会の概要について記載してください。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">名称</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td rowspan="2">開催頻度</td><td style="width: 20%;">開催ルール</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>昨年度開催回数</td><td colspan="2">回</td></tr> <tr> <td rowspan="6">構成メンバー</td><td>☐ 施設長</td><td>☐ 生活相談員</td><td></td></tr> <tr> <td>☐ 介護職員</td><td>☐ 看護職員</td><td></td></tr> <tr> <td>☐ 計画担当介護支援専門員</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>☐ 医師</td><td>☐ 栄養士又は管理栄養士</td><td></td></tr> <tr> <td>☐ 事務長</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>☐ その他（ ）</td><td></td><td></td></tr> </table>	名称				開催頻度	開催ルール			昨年度開催回数	回		構成メンバー	☐ 施設長	☐ 生活相談員		☐ 介護職員	☐ 看護職員		☐ 計画担当介護支援専門員			☐ 医師	☐ 栄養士又は管理栄養士		☐ 事務長			☐ その他（ ）			
名称																																	
開催頻度	開催ルール																																
	昨年度開催回数	回																															
構成メンバー	☐ 施設長	☐ 生活相談員																															
	☐ 介護職員	☐ 看護職員																															
	☐ 計画担当介護支援専門員																																
	☐ 医師	☐ 栄養士又は管理栄養士																															
	☐ 事務長																																
	☐ その他（ ）																																
(3) 事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。	はい・いいえ	○ 虐待の防止のための指針 短期入所生活介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項																															
(4) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。	はい・いいえ	○ 虐待の防止のための従業者に対する研修 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該短期入所生活介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定短期入所生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">研修実施日</td><td style="width: 20%;">年 月 日</td><td style="width: 20%;">年 月 日</td></tr> <tr> <td>新規採用時 研修実施日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr> </table>	研修実施日	年 月 日	年 月 日	新規採用時 研修実施日	年 月 日	年 月 日																									
研修実施日	年 月 日	年 月 日																															
新規採用時 研修実施日	年 月 日	年 月 日																															
(5) (2)から(4)までの措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。	はい・いいえ	○ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 指定短期入所生活介護事業所における虐待を防止するための体制として、(2)から(4)までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者同一の従業者が務めることが望まれます。 なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。 (※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">担当者</td><td></td></tr> </table>	担当者																														
担当者																																	
4 2 会計の区分 (1) 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	はい・いいえ	具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ① 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号） ○ ② 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）	平25規則34第138条（準用第34条） （平11厚令37第140条（準用第38条）） 準用（平11老企25第3・1・3(32)）																														
4 3 記録の整備 (1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	はい・いいえ		平25規則34第137条第1項（平11厚令37第139条の2第1項）																														
(2) 利用者に対するサービスの提供に関する右の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。	はい・いいえ	① 短期入所生活介護計画 ② 条例第52条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ③ 準用する条例第10条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ④ 準用する規則第16条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑤ 準用する規則第22条の規定による市町村への通知に係る記録	平25規則34第137条第2項（平11厚令37第139条の2第2項）																														

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
⑥ 準用する規則第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。			平11老企25 第3・8・3(19)
4 4 電磁的記録等 (1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っていますか。	はい・いいえ	○ 事業者等の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものです。 (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 (3) その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。 (4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	平25規則34第232条第1項 平11老企25 第5・1
(2) 指定地域密着型サービス事業者の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」といいます。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行っていますか。	はい・いいえ	○ 利用者及びその家族等（以下「利用者等」といいます。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により行うことができることとしたものです。 (1) 電磁的方法による交付は、基準第3条の7第2項から第6項まで及び予防基準第11条第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。 (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 (3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 (4) その他、基準第183条第2項及び予防基準第90条第2項において電磁的方法により行うことができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 (5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	平25規則34第232条第2項 平11老企25 第5・1

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
第２－１ 基本方針（介護予防短期入所生活介護）			
１ 基本方針 (1) 介護予防短期入所生活介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	はい・いいえ		平25規則35第105条 （平18厚労令35第128条第1項）
第２－２ 人員に関する基準（介護予防短期入所生活介護）			
１ 人員基準 (1) 介護予防短期入所生活介護事業者が短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防短期入所生活介護事業と短期入所生活介護事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、短期入所生活介護事業における人員等の基準を満たすことをもって、介護予防短期入所生活介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。短期入所生活介護事業における人員等の基準を満たしていますか。	はい・いいえ		平24条例47第40条第7項 （平18厚労令35第129条第7項）
第２－３ 設備に関する基準（介護予防短期入所生活介護）			
１ 設備基準 (1) 介護予防短期入所生活介護事業者が短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防短期入所生活介護事業と短期入所生活介護事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、短期入所生活介護事業における利用定員、設備に関する基準を満たすことをもって、介護予防短期入所生活介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。短期入所生活介護事業における利用定員、設備に関する基準を満たしていますか。	はい・いいえ		平25規則35第106条第8項 （平18厚労令35第132条第8項）

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
第2-4 運営に関する基準（介護予防短期入所生活介護）			
1 介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針			
(1) 介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	はい・いいえ		平25規則35第116条第1項 (平18厚労令35第143条第1項)
(2) 自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ		平25規則35第116条第2項 (平18厚労令35第143条第2項)
(3) サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービス提供に当たっていますか。	はい・いいえ	○ サービスの提供に当たっては、一人一人の高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。	平25規則35第116条第3項 (平18厚労令35第143条第3項) 平11老企25第4・3・6(1)①
(4) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。	はい・いいえ	○ サービス提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。	平25規則35第116条第4項 (平18厚労令35第143条第4項) 平11老企25第4・3・6(1)③
(5) サービス提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。	はい・いいえ	○ 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。	平25規則35第116条第5項 (平18厚労令35第143条第5項) 平11老企25第4・3・6(1)②
2 介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針			
(1) サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の把握を行っていますか。	はい・いいえ		平25規則35第117条第1号 (平18厚労令35第144条第1号)
(2) 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、(1)に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載したサービス計画を作成していますか。	はい・いいえ	○ 「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととしますが、4日未満の利用者にあっても、担当する介護予防支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の介護予防短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の支援を行ってください。 ○ 介護予防短期入所生活介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいです。	平25規則35第117条第2号 (平18厚労令35第144条第2号) 平11老企25第4・3・6(2)①
(3) 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。	はい・いいえ	○ 介護予防短期入所生活介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防短期入所生活介護計画が介護予防サービスに沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。	平25規則35第117条第3号 (平18厚労令35第144条第3号) 平11老企25第4・3・6(2)②
(4) 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ		平25規則35第117条第4号 (平18厚労令35第144条第4号)
(5) 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付していますか。	はい・いいえ	○ 介護予防短期入所生活介護計画は、2年間保存しなければなりません。	平25規則35第117条第5号 (平18厚労令35第144条第5号) 平11老企25第4・3・6(2)③

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(6) サービスの提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	はい・いいえ		平25規則35第117条第6号 (平18厚労令35第144条第6号)
(7) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はい・いいえ		平25規則35第117条第7号 (平18厚労令35第144条第7号)
(8) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第12号において、「担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防支援事業者から介護予防短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。	はい・いいえ		平11老企25第4・3・6(2)④
3 その他運営基準 (1) その他運営基準は、短期入所生活介護事業の運営基準と同様です。			
第3-1 基本方針（（介護予防）ユニット型短期入所生活介護）			
1 基本方針 (1) ユニット型短期入所生活介護事業（ユニット型事業）は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。	はい・いいえ	○ 「ユニット」とは、ユニット型事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所をいいます。 ○ 「ユニット」は、居室及び共同生活室のほか、洗面設備及び便所を含みます。	平25規則34第140条 （平11厚令37第140条の3） 平25規則34第139条 （平11厚令37第140条の2） 平11老企25第3・8・4(3)③
第3-2 設備に関する基準（（介護予防）ユニット型短期入所生活介護）			
1 設備基準 (1) ユニットケアを行うためには、利用者の自律的な生活を保障する居室（個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居室での居間に相当する部屋）が不可欠であることから、ユニット型事業所は、事業所全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成し、運営していますか。	はい・いいえ	○ 利用者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの利用者と交流したり、多数の利用者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましいです。	平11老企25第3・8・4(3)① 平11老企25第3・8・4(3)④
(2) ユニット型短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、短期入所生活介護を提供するために必要な他の設備及び備品等を備えていますか。	はい・いいえ	○ 他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該社会福祉施設及び当該ユニット型短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができます。	平25規則34第141条第3項 （平11厚令37第140条の4第3項）

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
① ユニット（居室、共同生活室、洗面設備、便所） ② 浴室 ③ 医務室 ④ 調理室 ⑤ 洗濯室又は洗濯場 ⑥ 汚物処理室 ⑦ 介護材料室		○ 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」といいます。）にあつては、前項の規定にかかわらず当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下「併設本体施設」といいます。）の効率的運用が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービス提供上支障がないときは、併設本体施設の上記設備（ユニットを除く）をユニット型短期入所生活介護事業の用に供することができます。	平25規則34第141条第4項 （平11厚令37第140条の4第4項）
(3) 居室は、次の基準を満たしていますか。 ① 1の居室の定員は、1人とする。こと。 ② いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。 ③ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。 ④ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。	はい・いいえ	○ 夫婦で居室を利用する場合など、サービス提供上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができます。 ○ ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うといえますユニットケアの特徴を踏まえたものでなければなりません。 ○ 当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられる居室とは次の3つをいいます。 a 当該共同生活室に隣接している居室 b 当該共同生活室に隣接してはいないが、aの居室と隣接している居室 c その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室（他の共同生活室のア及びイに該当する居室を除く） ○ 各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、1のユニットの利用定員は、おおむね10人以下とすることを原則とします。ただし、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、利用定員が15人までのユニットも認めます。 ○ ユニット型事業所では、居宅に近い居住環境下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、利用者は長年使い慣れた筆筒などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類されます。 a ユニット型個室 床面積は、10.65平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。 b ユニット型個室的多床室（経過措置） 令和3年4月1日に現に存するユニット型指定短期入所生活介護事業所（基本的な設備が完成しているものを含み、令和3年4月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）において、ユニットに属さない居室を改修してユニットが造られている場合であり、床面積が、10.65平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）であるものです。 この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えありません。 壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要です。 居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても個室的多床室としては認められません。 また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、個室的多床室としては認められません。 ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室が上記aの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類されます。	平25規則34第141条第6項第1号イ(1)(2)(3) 平24条例46第56条第2項 平11厚令37第140条の4第6項第1号) 平11老企25第3・8・4(3)⑤⑥口 平11老企25第3・8・4(3)⑥ハ 平11老企25第3・8・4(3)⑥ホ
(4) 共同生活室は、次の基準を満たしていますか。 ① いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニット利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 ② 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積を標準とすること。 ③ 必要な設備及び備品を備えること。	はい・いいえ	○ 他のユニットの利用者が、当該共同生活室を通過することなく、事業所内の他の場所に移動することができるようになっていなければならない。 ○ 当該ユニットの利用者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていなければならない。 ○ 要介護者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えなければなりません。 ○ 利用者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し、調理設備を設けることが望ましいです。	平25規則34第141条第6項第1号ロ （平11厚令37第140条の4第6項第1号口） 平11老企25第3・8・4(3)⑦

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(5) 洗面設備は、次の基準を満たしていますか。 ① 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ② 要介護者が使用するのに適したものとすること。	はい・いいえ	○ 洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましいです。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えありません。この場合にあつては、共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましいです。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。	平25規則34第141条第6項第1号ハ (平11厚令37第140条の4第6項第1号ハ) 平11老企25第3・8・4(3)⑧
(6) 便所は、次の基準を満たしていますか。 ① 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ② 要介護者が使用するのに適したものとすること。	はい・いいえ	○ 便所は、居室ごとに設けることが望ましいです。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えありません。この場合にあつては、共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましいです。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。	平25規則34第141条第6項第1号ニ (平11厚令37第140条の4第6項第1号ニ) 平11老企25第3・8・4(3)⑨
(7) 浴室は、要介護者が入浴するのに適したものとなっていますか。	はい・いいえ	○ 浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましいです。	平25規則34第141条第6項第2号 (平11厚令37第140条の4第6項第2号) 平11老企25第3・8・4(3)⑩
2 その他の構造設備の基準 (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上となっていますか。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上となっていますか。	はい・いいえ	○ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）として差し支えありません。	平25規則34第141条第7項第1号 (平11厚令37第140条の4第7項第1号)
(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けていますか。	はい・いいえ		平25規則34第141条第7項第2号 (平11厚令37第140条の4第7項第2号)
(3) 階段の傾斜を緩やかにしていますか。	はい・いいえ		平25規則34第141条第7項第3号 (平11厚令37第140条の4第7項第3号)
(4) 消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けていますか。	はい・いいえ		平25規則34第141条第7項第4号 (平11厚令37第140条の4第7項第4号)
(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けていますか。 (ただし、エレベーターを設けるときは、この限りではありません。)	はい・いいえ		平25規則34第141条第7項第5号 (平11厚令37第140条の4第7項第5号)
(6) その他の設備及び備品等の基準は、短期入所生活介護の設備に関する基準と同様です。			

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
第3-3 運営に関する基準（（介護予防）ユニット型短期入所生活介護）			
1 ユニット型短期入所生活介護の取扱方針			
(1) 利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われていますか。	はい・いいえ	○ サービス提供に当たっては、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため従業者は、一人一人の利用者について、個性、心身の状況、利用に至るまでの生活歴との中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければなりません。なお、こうしたことから明らかなように、利用者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行うのは、サービスとして適当ではありません。	平25規則34第143条第1項 （平11厚令37第140条の7第1項） 平11老企25第3・8・4(5)①
(2) 各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われていますか。	はい・いいえ	○ 従業者は、利用者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要であるが、同時に、利用者が他の利用者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことにならないようにすることにも配慮が必要です。	平25規則34第143条第2項 （平11厚令37第140条の7第2項） 平11老企25第3・8・4(5)②
(3) 利用者のプライバシーの確保に配慮して行われていますか。	はい・いいえ		平25規則34第143条第3項 （平11厚令37第140条の7第3項）
(4) 利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行われていますか。	はい・いいえ		平25規則34第143条第4項 （平11厚令37第140条の7第4項）
(5) 従業者は、サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はい・いいえ		平25規則34第143条第5項 （平11厚令37第140条の7第5項）
(6) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ		平25規則34第143条第6項 （平11厚令37第140条の7第9項）
(7) サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはいませんか。	はい・いいえ	○ 第1-4の14「身体拘束等」を参照してください。	平24条例46第58条第1項 （平11厚令37第140条の7第6項）
(8) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい・いいえ		平24条例46第58条第2項 （平11厚令37第140条の7第7項）
(7) 身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じていますか。	はい・いいえ		平24条例46第58条第3項 （平11厚令37第140条の7第8項）
2 介護			
(1) 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われていますか。	はい・いいえ	○ 自律的な日常生活を支援するといえます点では、利用者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないよう留意してください。	平25規則34第144条第1項 （平11厚令37第140条の8第1項） 平11老企25第3・8・4(6)①
(2) 利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援していますか。	はい・いいえ	○ 「日常における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられます。	平25規則34第144条第2項 （平11厚令37第140条の8第2項） 平11老企25第3・8・4(6)②

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(3) 利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供していますか。	はい・いいえ	○ やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができます。 また、入浴が、単に身体の清潔を維持するだけでなく、利用者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法により」これを行うこととするとともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など利用者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければなりません。	平25規則34第144条第3項 (平11厚令37第140条の8第3項) 平11老企25第3・8・4(6)③
(4) 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っていますか。	はい・いいえ		平25規則34第144条第4項 (平11厚令37第140条の8第4項)
(5) おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えていますか。	はい・いいえ		平25規則34第144条第5項 (平11厚令37第140条の8第5項)
(6) (1)から(5)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。	はい・いいえ		平25規則34第144条第6項 (平11厚令37第140条の8第6項)
(7) 常時1人以上の介護職員を介護に従事させていますか。	はい・いいえ		平24条例46第59条第1項 (平11厚令37第140条の8第7項)
(8) 利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。	はい・いいえ		平24条例46第59条第2項 (平11厚令37第140条の8第8項)
3 食事			
(1) 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供していますか。	はい・いいえ		平25規則34第145条第1項 (平11厚令37第140条の9第1項)
(2) 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っていますか。	はい・いいえ		平25規則34第145条第2項 (平11厚令37第140条の9第2項)
(3) 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保して	はい・いいえ	○ 食事は、事業者側の都合で急かししたりすることなく、利用者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなければなりません。	平25規則34第145条第3項 (平11厚令37第140条の9第3項) 平11老企25第3・8・4(7)①
(4) 利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援していますか。	はい・いいえ	○ 利用者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食事を摂ることができるよう支援しなければなりません。 その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することはあってはならないので、十分留意してください。	平25規則34第145条第4項 (平11厚令37第140条の9第4項) 平11老企25第3・8・4(7)②
4 その他のサービスの提供			
(1) 利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援していますか。	はい・いいえ		平25規則34第146条第1項 (平11厚令37第140条の10第1項)
(2) 常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。	はい・いいえ	○ ユニット型事業所の居室は、家族や友人が来訪、宿泊して利用者と交流するのに適して個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪、宿泊することができるよう配慮しなければなりません。	平25規則34第146条第2項 (平11厚令37第140条の10第2項) 平11老企25第3・8・4(8)②
5 運営規程			
(1) 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 利用定員	はい・いいえ	○ 第1－4の27「運営規程」を参照してください。	平25規則34第147条 (平11厚令37第140条の11)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
④ ユニットの数及びユニットごとの利用定員 ⑤ 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の送迎の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他運営に関する重要事項 6 勤務体制の確保等 (1) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、ユニット型事業所ごとに従事者の勤務の体制を定めていますか。	はい・いいえ		平24条例46第60条第1項 (平11厚令37第140条の11の2第1項)
(2) (1)の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行っていますか。 ① 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ② 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 ③ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。	はい・いいえ	○ ユニット型事業所において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員（以下、「研修受講者」といいます）を各施設（一部ユニット型を含む）に2人以上配置する（ただし、2ユニット以下の施設の場合には、1人でよいこととする）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ職員（研修受講者でなくても構わない）を決めてもらうことで足りるものとします。 この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められます。 また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面はユニットリーダー以外の研修受講者であって、未受講のユニットリーダーに対して研修で得た知識を伝達し、ユニットケアに関して指導及び助言を行える者を含めて差し支えありません。 ○ 令和3年4月1日以降に、入居定員が10を超えるユニットを整備する場合においては、令和3年改正省令附則第6条の経過措置に従い、夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までを含めた連続する16時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。以下同じ。）を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案し、次のとおり職員を配置するよう努めるものとします。 イ 日勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置 ユニットごとに常時1人の配置に加えて、当該ユニットにおいて日勤時間帯（夜勤時間帯に含まれない連続する8時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。以下同じ。）に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を8で除して得た数が、入居者の数が10を超えて1を増すごとに0.1以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めてください。 ロ 夜勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置 2ユニットごとに1人の配置に加えて、当該2ユニットにおいて夜勤時間帯に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、入居者の合計数が20を超えて2又はその端数を増すごとに0.1以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めてください。 なお、基準省令第140条の11の2第2項第1号及び第2号に規定する職員配置に加えて介護職員又は看護職員を配置することを努める時間については、日勤時間帯又は夜勤時間帯に属していればいずれの時間でも構わず、連続する時間である必要はありません。当該ユニットにおいて行われるケアの内容、入居者の状態等に応じて最も配置が必要である時間に充てるよう努めてください。	平24条例46第60条第2項 (平11厚令37第140条の11の2第2項) 平11老企25第3・8・4(10)①②
(3) 事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービス提供を行っていますか。	はい・いいえ	○ 当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものとします。 ○ 調理、洗濯等利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めています。	平24条例46第60条第3項 (平11厚令37第140条の11の2第3項)
(4) 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。	はい・いいえ	○ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。	平25規則34第148条第1項 (平11厚令37第140条の11の2第4項)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(5) 全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	○ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者として、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。	平11老企25第3-8-4(10)③ 参照(第3-2-3(6)③)
(6) 管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めていますか。	はい・いいえ		平25規則34第148条第2項
(7) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講じていますか。	はい・いいえ	○ 事業主が講ずべき措置の具体的な内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりです。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。 イ 事業主が講ずべき措置の具体的な内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」といいます。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。 a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 ロ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、 ① ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ② 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等） ③ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） が規定されています。 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的な内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html) 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましいです。	平25規則34第138条（準用第87条第4項） 平11老企25第3-8-4(10)④ 参照(第3-1-3(21)④)
7 定員の遵守 (1) ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超える数以上の利用者に対して同時に短期入所生活介護を行っていませんか。	はい・いいえ	○ 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は差し支えありません。	平25規則34第149条 （平11厚令37第140条の12）
8 その他運営基準 (1) その他運営基準は、短期入所生活介護事業の運営基準と同様です。			

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
第4 共生型短期入所生活介護の基準			
1 設備に関する基準 (1) 居室の面積は、短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上となっていますか。	はい・いいえ	○ その他の設備については、指定短期入所事業所として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものとします。 なお、当該設備については、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、必要ありません。	（平11厚令37第140条の14第1号） 平11老企25第3・8・5(2)
2 人員基準 (1) 従業者の員数は、当該短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該短期入所事業所として必要とされる数以上配置していますか。	はい・いいえ	○ 昼間に生活介護を実施している障害者支援施設の空床利用型又は併設型の指定短期入所事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっており、その算出に当たっては、共生型短期入所生活介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分5とみなして計算してください。	（平11厚令37第140条の14第2号） 平11老企25第3・8・5(1)①
(2) 管理者は指定短期入所生活介護の場合の基準を満たしていますか。	はい・いいえ	○ 共生型短期入所生活介護事業所の管理者と短期入所事業所の管理者を兼務することは差し支えありません。	（平11厚令37第140条の15） 平11老企25第3・8・5(1)②
3 その他 (1) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていますか。	はい・いいえ		（平11厚令37第140条の14第3号）
4 準用 (1) 上記のほか、基本方針、管理者及びその他の運営に関する基準については、短期入所生活介護事業と同様です。		○ 定員については、短期入所事業の専用の居室のベッド数と同数とします。つまり、併設事業所の場合は指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数、空床利用型事業所の場合は障害者支援施設の居室のベッド数となります。 例えば、併設事業所で利用定員20人といいます場合、要介護者と障害者及び障害児とを合わせて20人といいます意味であり、利用日によって、要介護者が10人、障害者及び障害児が10人であっても、要介護者が5人、障害者及び障害児が15人であっても、差し支えありません。	（平11厚令37第140条の15） 平11老企25第3・8・5(4)
第5 変更の届出等			
1 変更の届出等 (1) 事業所の名称及び所在地その他右記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内にその旨を市長（市福祉部介護保険課）に届け出ていますか。	はい・いいえ	① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等 ④ 当該申請に係る事業を特別養護老人ホームに行う場合又は併設事業所において行う場合にあっては、その旨 ⑤ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 ⑥ 事業を特別養護老人ホームにおいて行うときは当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所において行うときは利用者の推定数 ⑦ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 ⑧ 運営規程 ⑨ 協力医療機関の名称及び診療名並びに当該協力医療機関との契約の内容 ○ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長（市福祉部介護保険課）に届け出てください。	法第75条第1項 施行規則第131条第8号
2 介護サービス情報の報告 年1回、指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。	はい・いいえ	○ 新規事業所は基本情報のみ報告し、既存事業所は基本情報と運営情報を報告します。 ○ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象となります。	法第75条第2項 法第115条の35第1項 施行規則第140条の43、44、45

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等				
3 業務管理体制の整備 (1) 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。	はい・いいえ	<table border="1"> <tr> <td>届出年月日</td><td></td></tr> <tr> <td>届出先</td><td></td></tr> </table> (届出先) ① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者・・・厚生労働大臣 ② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局に所在する事業者・・・主たる事務所の所在地の都道府県知事 ③ すべての指定事業所が1の指定都市の区域に所在する事業者・・・指定都市の長 ④ すべての指定事業所が1の中核市の区域に所在する事業者・・・中核市の長 ⑤ 地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が川越市に所在する事業者・・・川越市長（市福祉部介護保険課） ⑥ ①から⑤以外の事業者・・・都道府県知事 ※ 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者は、「地方厚生局の管轄区域」を参照し、事業所等がいくつの地方厚生局管轄区域に所在しているか確認してください。 ※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容は次のとおりです。 ア 事業所数20未満 - 整備届出事項：法令遵守責任者 - 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 イ 事業所数20以上100未満 - 整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 - 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 ウ 事業所数100以上 - 整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 - 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要	届出年月日		届出先		施行規則第140条の39、40
届出年月日							
届出先							
(2) 業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知しています	はい・いいえ						
(3) 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。	はい・いいえ	※ 行っている具体的な取組（例）を○を選択してください。 ☐ 介護報酬の請求等のチェックを実施 ☐ 内部通報、事故報告に対応している ☐ 業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している その他（ ）					
(4) 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	はい・いいえ						

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
第6 介護給付費の算定及び取扱い			
1 基本的事項 (1) 費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表 8 短期入所生活介護費」（介護予防短期入所生活介護においては、平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表 6 介護予防短期入所生活介護費」）により算定していますか。	はい・いいえ		平12厚告19第1号
(2) 費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	はい・いいえ		平12厚告19第2号
(3) (1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	はい・いいえ		平12厚告19第3号
2 所定単位数の算定 (1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った短期入所生活介護事業所において、短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。	はい・いいえ	○ 厚生労働大臣が定める施設基準及び厚生労働大臣が定める基準 厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号）第9号及び第10号を参照してください。 ○ 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第29号）第1号を参照してください。	平12厚告19別表8・注1
(2) 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ ある月（暦月）において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者全員について、所定単位数が減算されます。 ① 夜間時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として施設ごとに設定する時間とする）において夜勤職員数が基準に定める員数を満たさない事態が2日以上連続して発生した場合 ② 夜間時間帯において夜勤職員数が基準に定める員数を満たさない事態が4日以上発生した場合 ○ 夜勤職員基準に定められる夜勤を行う職員の員数は、夜勤時間帯を通じて配置されるべき職員の員数であり、複数の職員が交代で勤務することにより当該基準を満たして構わないものとします。 また、夜勤職員基準に定められる員数に小数が生じる場合においては、整数部分の員数の職員の配置に加えて、夜勤時間帯に勤務する別の職員の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、小数部分の数以上となるように職員を配置することとします。 なお、この場合において、整数部分の員数の職員に加えて別の職員を配置する時間帯は、夜勤時間帯に属していればいずれの時間帯でも構わず、連続する時間帯である必要はありません。当該夜勤時間帯において最も配置が必要である時間に充てるよう努めることとします。 ○ 夜勤職員数の算定における利用者の数は、前年度の平均を用います。ただし、新規開設又は再開の場合は推定数とします。また、平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとします。	平12厚告19別表8・注1 平12老企40第2・1(6)
(3) 利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 厚生労働大臣が定める基準 ① 月平均の利用者の数が、運営規程に定められている利用定員を超える場合（空床利用の場合は特別養護老人ホームの入所定員を超える場合） ② 介護職員又は看護職員の員数が、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第121条に定める員数に満たない場合（従来型） ③ 利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上の介護職員又は看護職員を置いていない場合（ユニット型） ○ ①定員超過利用関係 1月間（暦月）の利用者の数の平均は、当該月の全利用者の延数（入所した日を含み、退所した日は含まない）を当該月の日数で除して得た数とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとします。 ○ ①定員超過利用関係 利用者の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定されます。	平12厚告19別表8・注1 平12厚告27第3号 平12老企40第2・1(3)② 平12老企40第2・1(3)③

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
(4) ユニット型短期入所生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ ①定員超過利用関係 災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらず、その翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減額を行います。また、この場合にあっては、やむを得ない理由により受け入れた利用者については、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に含まないこととします。 ○ ①定員超過利用関係 老人福祉法第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行った措置（又は同法第11条第1項第2号の規定による市町村が行った措置（特別養護老人ホームの空床利用の場合のみ）によりやむを得ず利用定員を超える場合は、利用定員に100分の105を乗じて得た数（利用定員が40人を超える場合にあっては、利用定員に2を加えて得た数）までは減算が行われません。なお、この取扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要があります。 ○ ②人員基準欠如関係（従来型） ア 看護師等の員数を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度の平均を用います。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延数を当該前年度の日数で除して得た数とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとします。 イ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算します。 ウ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算します（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます）。 ○ ③人員基準欠如関係（ユニット型） ある月（暦月）に基準を満たない事態が発生した場合に、その翌々月から基準を満たない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について、所定単位数が減算されます（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます）。	平12老企40第2・1(3)⑤ 平12老企40第2・2(2) 平12老企40第2・1(5)② 平12老企40第2・1(5)③ 平12老企40第2・2(5)④
		○ 突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合であって、次のイからニまでの全てに該当するときは、ロの規定に関わらず、1年に1回に限り、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月までの間、通所介護費等の算定方法に基づく減算の適用を猶予します。 この場合、職員の確保に係る取組及び一時的に職員を確保できないやむを得ない事情であることを別紙様式に記載し、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌月まで速やかに市長に報告してください。なお、別紙様式には、報告する時点で有効な求人票の写しを添付してください。 イ 公共職業安定所又は無料職業紹介事業を活用して職員の確保に係る取組を行っていること。なお、やむを得ない事情が生じていない場合においても、職員の求人を行う場合には、公共職業安定所又は無料職業紹介事業の活用等の職員の確保に係る取組を行っていることが望ましいです。 ロ 職員の確保に係る取組に当たって民間職業紹介事業者を利用する場合においては、医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正な認定事業者を含めてください。 ハ 公共職業安定所、無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事業所が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員の確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましいです。 ニ やむを得ない事情が生じた場合であっても一時的に職員の確保ができないことにより、一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、当該事業所は職員の適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図るよう努めてください。	平12老企40第2・2(5)⑤
		○ 厚生労働大臣が定める施設基準 ① 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ② ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。 ○ ある月（暦月）に基準を満たない事態が発生した場合に、その翌々月から基準を満たない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について、所定単位数が減算されます（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます）。	平12厚告19別表8・注2 平27厚労告96第11号 平12老企40第2・2(5)
		新築、増床又は減床の場合の入所者数 新設又は増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む）の入所者数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を入所者数とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全入所者の延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全入所者の延数を1年間の日数で除して得た数とします。 減床の場合は、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の延入所者数を延日数で除して得た数とします。	平12老企40第2・1(7)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
3 身体拘束廃止未実施減算 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	はい・いいえ・該当なし	【厚生労働大臣が定める基準】 指定居宅サービス等基準第128条第5項及び第6項（指定居宅サービス等基準第140条の15において準用する場合を含む。）又は第140条の7第7項及び第8項に規定する基準に適合していること。 【指定居宅サービス等基準第128条第5項】 指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 【指定居宅サービス等基準第128条第6項】 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 ※ 身体拘束廃止未実施減算については、事業所において身体的拘束等が行われていた場合ではなく、居宅サービス基準第128条第5項の記録（同条第4項に規定する身体的拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び同条第6項に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算します。 具体的には、記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算します。	平12厚告19別表8・注3 平27厚労告95 第34の3の2号 平12老企40第2・2(6)
4 高齢者虐待防止措置未実施減算 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	はい・いいえ・該当なし	【厚生労働大臣が定める基準】 指定居宅サービス等基準第140条（指定居宅サービス等基準第百四十条の十三において準用する場合を含む。）又は第140条の15において準用する指定居宅サービス等基準第37条の2に規定する基準に適合していること。 【指定居宅サービス等基準第37条の2】 短期入所生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 二 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 四 前記一から三に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、居宅サービス基準第140条（第140条の13において準用する場合を含む。）又は第140条の15において準用する第37条の2（虐待の防止）に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。 具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について、所定単位数から減算することとします。	平12厚告19別表8・注4 平27厚労告95 第三34の3の3号 平12老企40第2・2(7)
5 業務継続計画未策定減算 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	はい・いいえ・該当なし	【厚生労働大臣が定める基準】 指定居宅サービス等基準第140条（指定居宅サービス等基準第140条の13において準用する場合を含む。）又は第140条の15において準用する指定居宅サービス等基準第30条の2第1項に規定する基準に適合していること。 【指定居宅サービス等基準第30条の2第1項】 短期入所生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ※ 業務継続計画未策定減算については、居宅サービス基準第140条（第140条の13において準用する場合を含む。）又は第140条の15において準用する第30条の2第1項（業務継続計画の策定等）に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について所定単位数から減算することとなります。 ○ 感染症若しくは災害のいずれかの又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となります。 ○ 令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、減算の算定要件ではありません。	平12厚告19別表8・注5 平27厚労告95 第三34の3の4号 平12老企40第2の2(8) 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（令和6年3月15日）問164

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
6 共生型短期入所生活介護の単位数 (1) 共生型短期入所生活介護の事業の場合は、所定単位数の100分の92に相当する単位数を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし		平12厚告19別表8・注6
7 生活相談員配置等加算 (1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った短期入所生活介護事業所において、共生型短期入所生活介護の算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 厚生労働大臣が定める基準 ① 生活相談員を1名以上配置していること。 ② 地域に貢献する活動を行っていること。 ○ 本体施設が障害者支援施設である併設事業所及び空床利用型事業所については、配置している従業者の中に、既に生活相談員の要件を満たす者がいる場合には、新たに配置する必要はなく、兼務しても差し支えありません。 なお、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ生活相談員を配置している場合は、その曜日のみ加算の算定対象としてください。 ○ 地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや保育園等との交流会など）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入や活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参画」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めてください。	平12厚告19別表8・注7 平27厚労告95第34号の3 平12老企40第2・2(9)
8 生活機能向上連携加算 (1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、生活機能向上連携加算(Ⅰ)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、生活機能向上連携加算(Ⅱ)については1月につき、右に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。	はい・いいえ・該当なし (加算の種類) Ⅰ・Ⅱ	① 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 ② 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位 ○ 厚生労働大臣が定める基準 ① 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。 (1) 指定訪問リハビリテーション事務所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」といいます。）の助言に基づき、当該指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第二百一十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 ○ Ⅰ・Ⅱのいずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定できません。 ○ 個別機能訓練加算を算定している場合、生活機能向上連携加算(Ⅰ)は算定せず、生活機能向上連携加算(Ⅱ)は1月につき100単位を所定単位数に加算してください。 ○ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)は次の点に留意してください。 イ 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等の助言に基づき、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」といいます。）が共同してアセスメント、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行ってください。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行ってください。 この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院です。 ロ 個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行ってください。 なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法を調整するものとします。 ハ 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければなりません。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的に分かりやすい目標としてください。	平12厚告19別表8・注8 平27厚労告95第34号の4 平12老企40第2・2(10)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		なお、個別機能訓練計画に相当する内容を短期入所生活介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができます。 二 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供してください。 ホ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について - 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のＡＤＬやＩＡＤＬの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行ってください。 - 理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、３月ごとに１回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族（以下このホにおいて「利用者等」といいます。）に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明してください。 また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとしてください。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に対応させてください。 ヘ 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにしてください。 ト 生活機能向上連携加算（Ⅰ）は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものです。なお、イの助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能ですが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しません。 ② 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。 (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 ○ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）は次の点に留意してください。 イ 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行ってください。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行ってください。 この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院です。 ロ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について - 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のＡＤＬやＩＡＤＬの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行ってください。 - 理学療法士等は、３月ごとに１回以上指定短期入所生活介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行ってください。 ハ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）のハ・ニ・ヘは、生活機能向上連携加算（Ⅱ）において同様です。 なお、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はありません。	平27厚労告95第34号の4 平12老企40第2・2(10)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
9 機能訓練指導員加算 (1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限ります。）（以下「理学療法士等」といいます。）を1人以上配置しているもの（利用者の数が100を超える短期入所生活介護事業所においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 機能訓練指導員に係る加算については、専ら当該業務に従事する常勤の機能訓練指導員が配置されることがその要件であることから、併設の通所介護事業所の機能訓練指導員を兼務している者については、たとえ常勤の職員であったとしても加算の算定要件は満たさないことに留意してください。 ただし、利用者数（指定介護老人福祉施設に併設される短期入所生活介護事業所又は空床利用型の短期入所生活介護事業所においてはその本体施設の入所者数を含む。）が100人を超える場合であって、別に専ら当該業務に従事する常勤の機能訓練指導員が配置されているときは、その他の機能訓練指導員については、「常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上」といいます基準を満たす限りにおいて、併設の通所介護事業所の機能訓練指導員を兼務して差し支えありません。 例えば、入所者数100人の指定介護老人福祉施設に併設される利用者数20人の短期入所生活介護事業所において、2人の常勤の機能訓練指導員がいて、そのうちの1人が指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所の常勤専従の機能訓練指導員である場合であっては、もう1人の機能訓練指導員は、勤務時間の5分の1だけ指定介護老人福祉施設及び短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員の業務に従事し、その他の時間は併設の通所介護事業所の機能訓練指導員の業務に従事するときは、通所介護、短期入所生活介護及び介護福祉施設サービスの機能訓練指導員に係る加算の全てが算定可能となります。	平12厚告19別表8・注9
10 個別機能訓練加算 (1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った短期入所生活介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき56単位を所定単位数に加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限ります。）（以下「理学療法士等」といいます。）を1名以上配置していること。 (2) 機能訓練指導員等が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること。 (3) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 (4) 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。 ○ 次の点に留意してください。 ① 個別機能訓練加算は、理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、短期入所生活介護事業所を計画的又は期間を定めて利用する者に対して、計画的に行った機能訓練（以下「個別機能訓練」といいます）について算定します。 ② 個別機能訓練加算に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して行うものです。この場合において、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となります。ただし、この場合、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要があります。なお、短期入所生活介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、短期入所生活介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含まれません。 ③ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」といいます）が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行います。なお、短期入所生活介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を短期入所生活介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができます。 ④ 個別機能訓練加算に係る機能訓練は、身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施するものです。具体的には、適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIADLの状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標（1人で入浴が出来るようになりたい等）を設定のうえ、当該目標を達成するための訓練を実施してください。	平12厚告19別表8・注10 平27厚労告95第36号 平12老企40第2・2(9)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
⑤ ④の目標については、利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としてください。 ⑥ 個別機能訓練加算に係る機能訓練は、類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された5人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練としてください。実施時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練内容の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定してください。 生活機能の維持・向上のための訓練を効果的に実施するために、計画的・継続的に行う必要があることから、おおむね週1回以上実施することを目安とします。 ⑦ 個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施することとし、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族（以下この⑦において「利用者等」といいます。）に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む）や進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行ってください。 評価内容や目標の達成度合いについて、当該利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて利用者等の意向を確認の上、当該利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行ってください。 利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。 テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ⑧ 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにしてください。 ⑨ 機能訓練指導員加算を算定している場合であっても、別途個別機能訓練加算に係る訓練を実施した場合は、同一日であっても個別機能訓練加算を算定できませんが、この場合にあっては、機能訓練指導員加算に係る常勤専従の機能訓練指導員は、個別機能訓練加算に係る機能訓練指導員として従事することはできず、別に個別機能訓練加算に係る機能訓練指導員の配置が必要です。 個別機能訓練加算は、心身機能への働きかけだけでなく、ADL（食事、排泄、入浴等）やIADL（調理、洗濯、掃除等）などの活動への働きかけや、役割の創出や社会参加の実現といった参加への働きかけを行い、心身機能、活動、参加といった生活機能にバランスよく働きかけるものです。 ○ 当該加算の目的・趣旨に沿った目標設定や実施内容等の項目等については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（令和6年3月15日老高発0315第2号、老認発0315第2号、老老発0315第2号）を参照してください。	はい・いいえ・該当なし （加算の種類） I・II・IIIイ・IIIロ・IVイ・IVロ	1 看護体制加算（I） 4単位 2 看護体制加算（II） 8単位 3 看護体制加算（III）イ 12単位 4 看護体制加算（III）ロ 6単位 5 看護体制加算（IV）イ 23単位 6 看護体制加算（IV）ロ 13単位 ただし、看護体制加算（I）を算定している場合は、看護体制加算（III）イ又はロは算定できず、看護体制加算（II）を算定している場合は、看護体制加算（IV）イ又はロは算定できません。 ○ 厚生労働大臣が定める施設基準 イ 看護体制加算（I） ① 常勤の看護師（いわゆる正看護師に限る）を1名以上配置していること。 ② 利用定員、人員基準に適合していること。 ロ 看護体制加算（II） ① 看護職員の数、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置していること。（空床利用の場合は、特別養護老人ホームの看護職員の数が、①かつ特別養護老人ホームに置くべき看護職員の数に1を加えた数以上であること。） ② 当該短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。 ③ 利用定員、人員基準に適合していること。 ハ 看護体制加算（III）イ ① 利用定員が29人以下であること。 ② 短期入所生活介護事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の70以上であること。 ③ イ①及び②に該当するものであること。	平12厚告19別表8・注11 平27厚労告96第12号

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
12 医療連携強化加算 (1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して短期入所生活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につき58単位を所定単位数に加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	二 看護体制加算(Ⅲ)ロ ① 利用定員が30人以上50人以下であること。 ② ハ②及び③に該当するものであること。 ホ 看護体制加算(Ⅳ)イ ロ①から③まで並びにハ①及び②に該当するものであること。 ヘ 看護体制加算(Ⅳ)ロ ロ①から③まで、ハ②及びニ①に該当するものであること。 ○ 併設事業所については、本体施設における看護職員の配置とは別に、必要な看護職員の配置が必要です。 ○ 加算(Ⅰ)及び加算(Ⅱ)を同時に算定することは可能です。この場合、加算(Ⅰ)において、加算の対象となる常勤の看護師についても、加算(Ⅱ)における看護職員の配置数の計算に含めることが可能です。 ○ 加算(Ⅲ)及び(Ⅳ)の要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たり実績の平均について、利用実人員数又は延利用人数を算定するものとし、要支援者に関しては人員数に含めないでください。 ○ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによります。 i 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績より加算の届出はできません。 ii 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。また、その割合については毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ち訪問通所サービス通知第1の5の届出を提出しなければなりません。 ○ 定員要件 看護体制加算(Ⅲ)及び(Ⅳ)の定員規模に係る要件は、併設事業所に関しては、短期入所生活介護のみ定員に着目して判断してください。例えば、指定介護老人福祉施設の入所者数が50人、併設する短期入所生活介護の利用者が10人である場合、短期入所生活介護については29人以下の規模の単位数を算定します。 なお、空床利用型の短期入所生活介護については、本体の指定老人福祉施設の定員規模で判断します。 ○ 加算(Ⅲ)及び加算(Ⅳ)については、事業所を利用する利用者全員に算定することができます。また、加算(Ⅲ)及び加算(Ⅳ)について同時に算定することが可能です。 ○ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定していること。 ② 利用者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること。 ③ 主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。 ④ 急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること。 ○ 厚生労働大臣が定める状態 次のいずれかに該当する状態 ① 喀痰吸引を実施している状態 ② 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ③ 中心静脈注射を実施している状態 ④ 人工腎臓を実施している状態 ⑤ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ⑥ 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 ⑦ 経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態 ⑧ 褥瘡に対する治療を実施している状態 ⑨ 気管切開が行われている状態 ○ 看護職員による定期的な巡視とは、急変の予測や早期発見等のために行うものであり、おおむね1日3回以上の頻度で当該利用者のもとを訪れてバイタルサインや状態変化の有無を確認するものです。ただし、巡視の頻度については、利用者の状態に応じて適宜増加させるべきものです。 ○ あらかじめ協力医療機関を定め、当該医療機関との間に、利用者に急変等が発生した場合の対応についての取り決めを行っている必要があります。 当該取り決めの内容については、短期入所生活介護の提供開始時に利用者に説明し、主治の医師との連携方法や搬送方法も含め、急変が生じた場合の対応について同意を得ておかなければなりません。なお、当該同意については、文書で記録すべきものです。 ○ 請求明細書の摘要欄に該当する状態を記載し、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載することとします。 ○ 厚生労働大臣が定める状態について ① 「喀痰吸引を実施している状態」とは、指定短期入所生活介護の利用中に喀痰吸引を要する状態であり、実際に喀痰吸引を実施したものであること。 ② 「呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態」については、当該月において1週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っていること。 ③ 「中心静脈注射を実施している状態」については、中心静脈注射により薬剤の投与をされている利用者又は中心静脈栄養以外に栄養維持が困難な利用者であること。 ④ 「人工腎臓を実施している状態」については、当該月において人工腎臓を実施しているものであること。	平12老企40第2・2(13) 平12厚告19別表8・注12 平27厚労告95第37号 平27厚労告94第20号 平12老企40第2・2(14)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
13 看取り連携体制加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合は、看取り連携体制加算として、死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度として、1日につき64単位を加算しています。	はい・いいえ・該当なし	⑤ 「重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態」については、重症不整脈発作を繰り返す状態、収縮期血圧90mmHg以下が持続する状態、又は、酸素吸入を行っても動脈血酸素飽和度90%以下の状態で常時、心電図、血圧、動脈血酸素飽和度のいずれかを含むモニタリングを行っていること。 ⑥ 「人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態」については、当該利用者に対して、人工膀胱又は人工肛門に係る皮膚の炎症等に対するケアを行った場合に算定できるものであること。 ⑦ 「経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態」については、経口摂取が困難で経腸栄養以外に栄養維持が困難な利用者に対して、経腸栄養を行った場合に算定できるものであること。 ⑧ 「褥瘡に対する治療を実施している状態」については、以下の分類で第二度以上に該当し、かつ、当該褥瘡に対して必要な処置を行った場合に限りです。 第一度 皮膚の発赤が持続している部分があり、圧迫を取り除いても消失しない（皮膚の損傷はない） 第二度 皮膚層の部分的喪失（びらん、水疱、浅いくぼみとして表れるもの） 第三度 皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深くくぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることもあれば、及んでいないこともある 第四度 皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出している ⑨ 「気管切開が行われている状態」については、気管切開が行われている利用者について、気管切開に係るケアを行った場合に算定できるものであること。 ○ 在宅中重度者受入加算を算定している場合は、算定できません。 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (1) 看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定していること。 (2) 看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定しており、かつ、当該短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護ステーション若しくは本施設設の看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。 ロ 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。 【厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者】 次に掲げるいずれの基準にも適合する利用者 イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ロ 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）であること。 ○ 看取り連携加算について ① 看取り連携体制加算は、事業所の看取り期の利用者に対するサービスを提供する体制をPDCAサイクルにより構築かつ強化していくこととし、上記基準に適合する利用者が死亡した場合に、死亡日を含めて30日以内のうち7日を上限として、短期入所生活介護事業所において行った看取り期における取組を評価するものです。また、死亡前に医療機関へ入院した後、入院先で死亡した場合でも算定可能ですが、その際には、当該短期入所生活介護事業所においてサービスを直接提供していない入院した日の翌日から死亡日までの間は、算定することができません。（したがって、入院した日の翌日から死亡日までの期間が30日以上あった場合には、看取り連携体制加算を算定することはできません） ② 「24時間連絡できる体制」とは、事業所内で勤務することを要するものではなく、夜間においても短期入所生活介護事業所から連絡でき、必要な場合には短期入所生活介護事業所からの緊急の呼び出しに応じて出動する体制をいうものです。 ③ 管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、「看取り期における対応方針」が定められていることが必要であり、同対応方針においては、例えば、次に掲げる事項を含むこととします。 ア 当該事業所における看取り期における対応方針に関する考え方 イ 医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応を含む。） ウ 利用者等との話し合いにおける同意、意思確認及び情報提供の方法 エ 利用者等への情報提供に供する資料及び同意書等の様式 オ その他職員の具体的対応等 ④ 看取り期の利用者に対するケアカンファレンス、看取り期における対応の実践を振り返る等により、看取り期における対応方針の内容その他看取り期におけるサービス提供体制について、適宜見直しを行ってください。 ⑤ 看取り期の利用者に対するサービス提供においては、次に掲げる事項を介護記録等に記録し、多職種連携のための情報共有を行ってください。 ア 利用者の身体状況の変化及びこれに対する介護についての記録 イ 看取り期におけるサービス提供の各プロセスにおいて利用者及び家族等の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録	平12厚労19別表8の注13 平27厚労告95第37の2号 平27厚労告95第37の2号 平12老企40第2・2(15)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
⑥ 利用者の看取りに関する理解を支援するため、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、介護記録等その他の利用者に関する記録の開示又は当該記録の写しの提供を行う際には、適宜、利用者等に理解しやすい資料を作成し、代替することは差し支えありません。 ⑦ 短期入所生活介護事業所等から医療機関へ入院した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能ですが、看取り連携体制加算は死亡月にまとめて算定することから、利用者側にとっては、短期入所生活介護を終了した翌月についても自己負担を請求されることになるため、利用者が入院する際、入院した月の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り連携体制加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要です。 ⑧ 短期入所生活介護事業所は、入院の後も、継続して利用者の家族や入院先の医療機関等との継続的な関わりを持つことが必要です。 なお、情報の共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、入院の際、本人又は家族等に対して説明し、文書にて同意を得ておくことが必要です。 ⑨ 本人又はその家族等に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要です。 また、本人が十分に判断できる状態になく、かつ、家族等に連絡しても来てもらえないような場合も、医師、看護職員、介護職員等が利用者の状態等に応じて随時、看取り期における利用者に対する介護の内容について相談し、共同して介護を行っており、家族等に対する情報提供を行っている場合には、看取り連携体制加算の算定は可能です。 この場合には、適切な看取り期における取組が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、本人の状態や、家族等に対する連絡状況等について記載しておくことが必要です。 なお、家族等が利用者の看取りについてともに考えることは極めて重要であり、事業所は、定期的に連絡をとることにより、可能な限り家族等の意思を確認しながら介護を進めていくことが重要です。 ⑩ 短期入所生活介護事業所において看取りを行う際には、個室又は静養室を利用するなど、プライバシーの確保及び家族等への配慮について十分留意することが必要です。 ⑪ 看取り期の利用者に対するサービス提供に当たっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族等と必要な情報の共有等に努めてください。			
1.4 夜勤職員配置加算 (1) 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき右の単位数を所定単位数に加算していますか。	はい・いいえ・該当なし (加算の種類) I・II・III・IV	1 夜勤職員配置加算(I) 13単位 2 夜勤職員配置加算(II) 18単位 3 夜勤職員配置加算(III) 15単位 4 夜勤職員配置加算(IV) 20単位 ただし、いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定できません。また、共生型短期入所生活介護の事業を算定している場合は、算定できません。 【厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準】 1 夜勤職員配置加算(I) (1) 短期入所生活介護費を算定していること。 (2) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準イ(1)又はロ(1)に規定する数に1を加えた数以上であること。 ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。 a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に10分の9を加えた数 i 見守り機器を、当該事業所の利用者の数の10分の1以上の数設置していること。 ii 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。 b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に10分の6を加えた数 (夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準ロ(1)(一)のfの規定に基づき夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置している場合にあっては、夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に10分の8を加えた数) i 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該事業所の利用者の数以上設置していること。 ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行うすべての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。 iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 (1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保 (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (3) 見守り機器等の定期的な点検	平12厚告19別表8・注14 平12厚告29第1号ハ

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		(4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修 2 夜勤職員配置加算(Ⅱ) (1) ユニット型短期入所生活介護費を算定していること。 (2) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準イ(2)又はロ(2)に規定する数に1を加えた数以上であること。 ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上であること。 a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に10分の9を加えた数 i 見守り機器を、当該事業所の利用者の数の10分の1以上の数設置していること。 ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。 b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に10分の6を加えた数 i 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該事業所の利用者の数以上設置していること。 ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行うすべての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。 iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 (1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保 (2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (3) 見守り機器等の定期的な点検 (4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修 3 夜勤職員配置加算(Ⅲ) (1) 1－(1)及び(2)に該当するものであること。 (2) 夜勤時間帯を通じて、看護職員又は次のいずれかに該当する職員を1人以上配置していること。 a 介護福祉士（特定登録者及び新特定登録者を除きます。）であって、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為のうちいずれかの行為に係る実地研修を修了している者 b 特定登録者であって、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第13条第5項に規定する特定登録証の交付を受けている者 c 新特定登録者であって、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第13条第11項において準用する同条第五項に規定する新特定登録証の交付を受けている者 d 社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者 (3) (2) a、b又はcに該当する職員を配置する場合にあっては喀痰吸引等業務の登録（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項に規定する登録をいいます。）を、②dに該当する職員を配置する場合にあっては特定行為業務（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）の登録（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項に規定する登録をいう。）を受けていること。 4 夜勤職員配置加算(Ⅳ) (1) 2－(1)及び(2)に該当するものであること。 (2) 3－(2)及び(3)に該当するものであること。 ○ 特定登録者及び新特定登録者について 「特定登録者」・・・介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十三条第一項に規定する特定登録者をいいます。 「新特定登録者」・・・介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十三条第九項に規定する新特定登録者をいいます。 ○ 夜勤を行う職員の数は、暦月の1日平均夜勤職員数とします。1日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜間時間帯（午後10時から午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。）における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3位以下は切り捨てるものとします。 ○ 介護老人福祉施設の併設事業所である場合又は空床利用の短期入所生活介護を行う場合にあっては、短期入所生活介護の利用者数本体施設である介護老人福祉施設の入所者数を合算した人数を介護老人福祉施設の「入所者の数」とした場合に、夜勤職員基準に従い必要となる夜勤職員の数を上回って配置した場合に、加算を行います。	平12老企40第2・2(16)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		○ ユニット型短期入所生活介護事業所にあつては、増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はないものとする。 ○ 夜勤職員基準第1号ハの(1)(二)及び(2)(二)ただし書に規定する見守り機器（利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器をいう。以下同じ。）を使用する場合における基準については、以下のとおり取り扱うこととします。 イ 必要となる夜勤職員の数が0.9を加えた数以上である場合においては、次の要件を満たすこと。 a 利用者の10分の1以上の数の見守り機器を設置すること。 b 「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（以下「委員会」という。）」は、3月に1回以上行うこと。「見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ロ 必要となる夜勤職員の数が0.6を加えた数以上である場合（夜勤職員基準第一号ロの(1)(一) f の規定に該当する場合は0.8を加えた数以上である場合）においては、次の要件を満たすこと。 a 利用者が使用するすべての居室に見守り機器を設置すること。 b インカム（マイクロホンが取り付けられたイヤホンをいう。以下同じ。）等の職員間の連絡調整の迅速化に資する機器及び見守り機器の情報を常時受信可能なスマートフォンやタブレット端末等の機器を、全ての夜勤職員が使用し、利用者の状況を常時把握すること。 c 委員会は3月に1回以上行うこと。また、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 また、委員会には、管理者だけでなく実際に夜勤を行う職員を含む幅広い職種やユニットリーダー等の役割の者が参画するものとし、実際に夜勤を行う職員の意見を尊重するよう努めることとする。 d 「利用者の安全及びケアの質の確保に関する事項」を実施すること。具体的には次の事項等の実施により利用者の安全及びケアの質の確保を行うこととする。 (1) 見守り機器等を使用する場合においても、一律に定時巡回等を取りやめることはせず、個々の利用者の状態に応じて、個別に定時巡視を行うこと。 (2) 見守り機器等から得られる睡眠状態やバイタルサイン等の情報を利用者の状態把握に活用すること。 (3) 見守り機器等の使用に起因する事業所内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例（介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうな事例をいう。）（以下「ヒヤリ・ハット事例等」といいます。）の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。 e 「夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」に関する事項を実施すること。具体的には、実際に夜勤を行う職員に対してアンケートやヒアリング等を行い、見守り機器等の導入後における次の事項等を確認し、人員配置の検討等が行われていること。 (1) ストレスや体調不安等、職員の心身の負担が増えていないかどうか (2) 夜勤時間帯において、負担が過度に増えている時間帯がないかどうか (3) 休憩時間及び時間外勤務等の状況 f 日々の業務の中で予め時間を定めて見守り機器等の不具合がないことを確認する等のチェックを行う仕組みを設けること。また、見守り機器等のメーカーと連携し、定期的に点検を行うこと。 g 見守り機器等の使用方法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。 この場合の要件で夜勤職員配置加算を取得する場合においては、3月以上の試行期間を設けることとします。利用者の安全及びケアの質の確保を前提にしつつ、試行期間中から見守り機器等活用委員会を設置し、当該委員会において、見守り機器等の使用後の人員体制とその際の夜勤にあたる職員の負担のバランスに配慮しながら、見守り機器等の使用にあたり必要な人員体制等を検討し、安全体制及びケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で、「テクノロジーの活用」に係る届出をしてください。なお、試行期間中においては、通常の夜勤職員配置加算の要件を満たすこととします。 届出にあたり、都道府県等が当該委員会における検討状況を確認できるよう、当該委員会の議事概要を提出してください。また、介護事業所のテクノロジー活用に関して、厚生労働省が行うケアの質や職員の負担への影響に関する調査・検証等への協力に努めてください。	

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
15 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (1) 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指します。 ○ 本加算は、医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できます ○ 次の者が、直接、短期入所生活介護の利用を開始した場合には、本加算は算定できません。 ① 病院又は診療所に入院中の者 ② 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者 ③ 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者 ○ 判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録します。また、事業所も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録します。 ○ 本加算は、7日を限度として算定しますが、利用開始後8日目以降の短期入所生活介護の利用の継続を妨げるものではありません。	平12厚告19別表8・注15 平12老企40第2・2(17)
16 若年性認知症利用者受入加算 (1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して短期入所生活介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 厚生労働大臣が定める基準受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。 ○ 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、本加算は算定できません。 ○ 担当者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行ってください。	平12厚告19別表8・注16 平27厚労告95第18号 平12老企40第2・2(18)
17 送迎加算 (1) 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 送迎については、短期入所サービスの利用者に対して送迎を行う場合の加算において評価することとしており、利用者の心身の状況により短期入所サービスの事業所の送迎車を利用することができないなど特別な事情のない限り、訪問介護員等による送迎を別途訪問介護費として算定することはできません。 ただし、利用者が、居宅から病院等の目的地を経由して短期入所サービスの事業所へ行く場合や、短期入所サービスの事業所から病院等の目的地を経由して居宅へ帰る場合等、一定の条件の下に、令和3年度から訪問介護費を算定することができるものとします。 なお、訪問介護員等により送迎が行われる場合、当該利用者が利用している短期入所サービスの事業所の従業員が、当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していないため、利用者に対して送迎を行う場合の加算を算定することはできないことに留意してください。	平12厚告19別表8・注17 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3) (令和3年3月26日)」問69
18 従来型個室を利用する者の取扱い (1) 次のいずれかに該当する者に対して、単独型短期入所生活介護費又は併設型短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）又は併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）を算定していますか。 ① 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 ② 別に厚生労働大臣が定める基準（居室の面積が10.65㎡以下）に適合する従来型個室を利用する者 ③ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者	はい・いいえ・該当なし		平12厚告19別表8・注18
19 緊急短期入所受入加算 (1) 別に厚生労働大臣が定める者に対し、短期入所生活介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、初日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 厚生労働大臣が定める者利用者の状態や家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者 ○ 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、本加算は算定できません。 ○ 緊急利用者を受け入れたときに、当該緊急利用者のみ加算できます。 ○ 「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他のやむを得ない理由により居宅で介護を受けられない、かつ、居宅サービス計画において当該日に短期入所の利用が計画されていない者をいいます。なお、新規の利用者に限られるのではなく、既に当該事業所で算定実績のある利用者も算定対象となります。	平12厚告19別表8・注19 平27厚労告94第21号 平12老企40第2・2(23)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		○ あらかじめ担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めていること。ただし、やむを得ない事情により、事後に介護支援専門員により当該サービス提供が必要であったと判断された場合には、加算の算定は可能です。 ○ 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録してください。また、緊急利用者に係る変更前後の居宅サービス計画を保存するなど、適正な緊急利用に努めてください。 ○ 既に緊急利用者を受け入れているために緊急受け入れが困難な場合は、利用希望者に対し、別の事業所を紹介するなど適切な対応を行ってください。 ○ 算定対象期間は原則として7日以内とし、その間に緊急受入れ後に適切な介護を受けられるための方策について、担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員と密接な連携を行い相談してください。 ただし、利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の予想を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったことなど、やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算を算定できます。その場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定をするのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について十分検討してください。	
20 連続して30日を超えて短期入所生活介護を受ける場合 (1) 利用者が連続して30日を超えて短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降について短期入所生活介護費を算定していませんか。	はい・いいえ・該当なし		平12厚告19別表8・注21 平18厚労告127 別表6の注16
21 長期利用者に対する減算 (1) 別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、1日につき30単位を所定単位数から減算していますか。 ※ ただし、下記「22 長期利用の適正化」を算定している場合は、算定しません。	はい・いいえ・該当なし	○ 厚生労働大臣が定める利用者 連続して30日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している場合であって、短期入所生活介護を受けている利用者 ○ 短期入所生活介護の基本サービス費については、施設入所に比べ入退所が頻繁であり、利用者の状態が安定していないことなどから、特別養護老人ホームへ入所した当初に施設での生活に慣れるための様々な支援を評価する初期加算相当分を評価しています。こうしたことから、居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超えた日から減算を行います。なお、同一事業所を長期間利用していることについては、居宅サービス計画において確認することとなります。 ○ 同一の指定短期入所生活介護事業所を連続30日を超えて利用している者について、それまでの間のサービス利用に係る費用を介護報酬として請求しているか否かに関わらず、連続30日を超える日以降の介護報酬請求において適用するものです。このため、例えば同一の事業所から28日間連続して短期入所生活介護の提供を受け、そのまま1日同事業所を自費で利用し、自費利用終了後再び短期入所生活介護の提供を受けることとなった場合は、自費利用終了後再び短期入所生活介護の提供を受けることとなった日の翌日（連続30日を超える日）から減算が適用されます。	平12厚告19別表8・注22 平27厚労告94第22号 平12老企40第2・2(26)
22 長期利用の適正化 連続して60日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所（当該事業所の設備及び備品を利用する短期入所生活介護以外のサービスの提供を受けた場合を含む。）している利用者に対して短期入所生活介護を行った場合は、「自主点検表項目第7ー2 短期入所生活介護費」の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に従い、それぞれ右に掲げる所定単位数を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	(1) 単独型短期入所生活介護費を算定すべき短期入所生活介護を行った場合 利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数 (一) 要介護1 589単位 (二) 要介護2 659単位 (三) 要介護3 732単位 (四) 要介護4 802単位 (五) 要介護5 871単位 (2) 併設型短期入所生活介護費を算定すべき短期入所生活介護を行った場合 利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数 (一) 要介護1 573単位 (二) 要介護2 642単位 (三) 要介護3 715単位 (四) 要介護4 785単位 (五) 要介護5 854単位 (3) 単独型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき短期入所生活介護を行った場合 利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数 (一) 要介護1 670単位 (二) 要介護2 740単位 (三) 要介護3 815単位 (四) 要介護4 886単位 (五) 要介護5 955単位 (4) 併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき短期入所生活介護を行った場合 利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数 (一) 要介護1 670単位 (二) 要介護2 740単位 (三) 要介護3 815単位 (四) 要介護4 886単位 (五) 要介護5 955単位 ○ 長期利用の適正化について 短期入所生活介護における長期利用は施設と同様の利用形態となっていることから、居宅に戻ることなく自費利用を挟み同一事業所を連続60日を超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続60日を超えた日から短期入所生活介護費を介護福祉施設サービス費と、ユニット型短期入所生活介護費をユニット型介護福祉施設サービス費と同単位数とします。	「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 3）（令和3年3月26日）」問74 平12厚告19別表8の注23 平12老企40第2の2(27)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
2 3 長期利用の適正化（介護予防） 連続して30日を超えて同一の介護予防短期入所生活介護事業所に入所（当該事業所の設備及び備品を利用する短期入所生活介護以外のサービスの提供を受けた場合を含む。）している利用者に対して介護予防短期入所生活介護を行った場合は、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）別表6の注1」の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に従い、それぞれ次に掲げる所定単位数を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	ただし、既上記「自主点検表項目第7ー2 1長期利用者に対する減算」の規定による長期利用者に対する減算後の単位数が、対応する介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費を下回る場合は、それ以上の単位数の減は行いません。 (1) 単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）又は併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）を算定すべき介護予防短期入所生活介護を行った場合 利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数 （一）要支援1 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス費（Ⅰ）の要介護1の所定単位数の100分の75に相当する単位数 （二）要支援2 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス費（Ⅰ）の要介護1の所定単位数の100分の93に相当する単位数 (2) 単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）又は併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）を算定すべき介護予防短期入所生活介護を行った場合 利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数 （一）要支援1 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス費（Ⅱ）の要介護1の所定単位数の100分の75に相当する単位数 （二）要支援2 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス費（Ⅱ）の要介護1の所定単位数の100分の93に相当する単位数 (3) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費又は併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所生活介護を行った場合 利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数 （一）要支援1 指定施設サービス等介護給付費単位数表のユニット型介護福祉施設サービス費の要介護1の所定単位数の100分の75に相当する単位数 （二）要支援2 指定施設サービス等介護給付費単位数表のユニット型介護福祉施設サービス費の要介護1の所定単位数の100分の93に相当する単位数 (4) 経過単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費又は経過併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所生活介護を行った場合 利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数 （一）要支援1 指定施設サービス等介護給付費単位数表の経過ユニット型介護福祉施設サービス費の要介護1の所定単位数の100分の75に相当する単位数 （二）要支援2 指定施設サービス等介護給付費単位数表の経過ユニット型介護福祉施設サービス費の要介護1の所定単位数の100分の93に相当する単位数 ○ 長期利用の適正化について 介護予防短期入所生活介護における長期利用は施設と同様の利用形態となっていることから、居宅に戻ることなく自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対して介護予防短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超えた日から介護予防短期入所生活介護費を、要支援1については介護福祉施設サービス費の要介護1の100分の75に相当する単位数に、要支援2については介護福祉施設サービス費の要介護1の100分の93に相当する単位数を算定する。（ユニット型については、ユニット型介護福祉施設サービス費について同様の計算に基づき算定を行う。） なお、同一事業所を長期間利用していることについては、居宅サービス計画において確認することとなります。 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 短期入所生活介護事業所の従業者が、利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科診療報酬点数表の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。 ロ 次のいずれにも該当しないこと。 （1）他の介護サービス事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱを算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。 （2）当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。 （3）当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。 ○ 口腔連携強化加算について ① 口腔連携強化加算の算定に係る口腔の健康状態の評価は、利用者に対する適切な口腔管理につなげる観点から、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。 ② 口腔の健康状態の評価の実施に当たっては、必要に応じて、厚生労働大臣が定める基準における歯科医療機関（以下「連携歯科医療機関」という。）の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療の提供等について相談すること。なお、連携歯科医療機関は複数でも差し支えありません。 ③ 口腔の健康状態の評価をそれぞれ利用者について行い、評価した情報を歯科医療機関及び当該利用者を担当する介護支援専門員に対し、別紙様式11（口腔連携強化加算に係る口腔の健康状態の評価及び情報提供書）等により提供してください。	平18厚告27別表6の注17 平18-0317001号第2の7(22) 平12厚告19別表8のハ 平27厚労告95 第34の6号 平12老企40第2の2(20)
2 4 口腔連携強化加算（介護予防も同様） 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った短期入所生活介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし		

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
27 認知症専門ケア加算 (1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 ただし、右のいずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定できません。	はい・いいえ・該当なし (加算の種類) I・II	○ 利用者に関する必要な情報を主治医、訪問看護事業所、サービス担当者会議、居宅介護支援事業所等を通じてあらかじめ入手し適切なサービスを行うよう努めてください。 ○ 短期入所生活介護事業所は、在宅中重度者受入加算に係る業務について訪問看護事業所と委託契約を締結し、利用者の健康上の管理等の実施に必要な費用を訪問看護事業所に支払うこととします。 ○ 健康上の管理等の実施上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は短期入所生活介護事業所が負担するものとします。なお、医薬品等が、医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求してください（「特別養護老人ホーム等における療養の給付（医療）の取扱について平成18年3月31日保医発第0311002号」を参照）。 1 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位 2 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位 ○ 厚生労働大臣が定める基準 イ 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」といいます。）の占める割合が2分の1以上であること。 (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 (3) 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 ロ 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イの基準のいずれにも適合すること。 (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 (3) 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。 ○ 「日常生活に支障を来す恐れのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する利用者を指します。 ○ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が1/2以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人数又は利用者延人員等（要支援者を含む）の平均で算定してください。 また、届出を行った月に降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要です。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合には、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出を提出してください。 ○ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指します。 ○ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ○ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指します。 ○ 併設事業所であって本施設と一体的に運営が行われている場合及び特別養護老人ホームの空床を利用して短期入所生活介護を行う場合の認知症専門ケア加算の算定は、本体施設である介護老人福祉施設と一体的に行うものとしてください。具体的には、本体施設の対象者の数と併設事業所の対象者の数（特別養護老人ホームの空床を利用して短期入所生活介護を行う場合にあっては、当該短期入所生活介護の対象者の数）を合算した数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上の上記に規定する研修を修了した者を配置している場合に算定可能となります。 ○ 厚生労働大臣が定める者は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者とします。	平12厚告19別表8へ 平27厚労告95第3の5号 平12老企40第2・2(24) 平27厚労告94第23号の2
28 生産性向上推進体制加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った短期入所生活介護事業所において、利用者に対して短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき右の単位数を加算していますか。 ただし、右に掲げるいずれかの加算を算定している場合におい	はい・いいえ・該当なし (加算の種類) I・II	(1) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100単位 (2) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 (i) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者	平12厚告19別表8ト 平27厚労告95第37の3

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
ては、その他の加算は算定できません。 29 サービス提供体制強化加算 (1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき右の所定単位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし (加算の種類) I・II・III	の安全及びケアの質の確保 (ii) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (iii) 介護機器の定期的な点検 (iv) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 (2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。 (3) 介護機器を複数種類活用していること。 (4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及び質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。 (5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。 ロ 生産性向上推進体制加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)に適合していること。 (2) 介護機器を活用していること。 (3) 事業年度ごとに(2)及びイ(1)の取組による業務の効率化及び質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。 ○ 生産性向上推進体制加算の内容については、別途通知「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」(令和6年3月15日老高発0315第4号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)を参照してください。 1 サービス提供体制強化加算(I) 22単位 2 サービス提供体制強化加算(II) 18単位 3 サービス提供体制強化加算(III) 6単位 ○ 厚生労働大臣が定める基準 イ サービス提供体制強化加算(I) (1) 次のいずれかに適合すること。 ① 短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。 ② 短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。 (2) 利用定員、人員基準に適合していること。 ロ サービス提供体制強化加算(II) (1) 短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 (2) 利用定員、人員基準に適合していること。 ハ サービス提供体制強化加算(III) (1) 次のいずれかに適合すること。 ① 短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 ② 短期入所生活介護事業所の看護師若しくは准看護師又は介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 ③ 短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2) 利用定員、人員基準に適合していること。 ○ 各加算は、それぞれ同時に算定できません。 ○ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均を用います。 ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用います。 ただし書きの場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。その割合については、毎月記録し、所定の割合を下回った場合、ただちに届出を提出してください。 ○ 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者としします。 ○ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数としします。 ○ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。 ○ 短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員として勤務を行う職員です。 ○ 同一の事業所において介護予防短期入所生活介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行います。	平12老企40第2の2(25) 平12厚告19別表8チ 平27厚労告95第38号 平12老企40第2・2(28)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
30 介護職員等処遇改善加算 (1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、短期入所生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、右に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。	はい・いいえ・該当なし (加算の種類) I イ・I ロ・II イ・II ロ・III・IV	○ 介護職員等処遇改善加算について 介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知（「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）」【令和8年老発0313第6号】）を参照してください。 (1) 介護職員等処遇改善加算(I) イ 上記1から29までにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(I) ロ 上記1から29までにより算定した単位数の1000分の176に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(II) イ 上記1から29までにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(II) ロ 上記1から29までにより算定した単位数の1000分の172に相当する単位数 (5) 介護職員等処遇改善加算(III) 上記1から29までにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数 (6) 介護職員等処遇改善加算(IV) 上記1から29までにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 介護職員等処遇改善加算(I)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金(退職手当除く。)の改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ア 当該指定(介護予防)短期入所生活介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 イ 当該指定(介護予防)短期入所生活介護事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (2) 当該短期入所生活介護事業所において、①の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、すべての職員に周知し、市長に届け出ていること。 (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。 (4) 当該短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該短期入所生活介護事業所において労働保険料の納付が適正に行われていること。 (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 イ アの要件について書面をもって作成し、すべての介護職員に周知していること。 ウ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保すること。 エ ウについて、すべての介護職員に周知していること。 オ 介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 カ オの要件について書面をもって作成し、すべての介護職員に周知していること。 (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額をすべての介護職員に周知していること。 (9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 (10) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。 (二) 当該指定短期入所生活介護事業所が、指定居宅サービス等基準第121条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては当該特別養護老人ホームが、併設事業所(同条第4項に規定する併設事業所をいう。)である場合にあっては併設本体施設(同条第6項に規定する併設本体施設(病院及び診療所を除く。)をいう。)が、介護職員等処遇改善加算(I) イ又はロを届け出ていること。	老企40第40第2の2(29) 平12厚労19別表8リ 平12厚労19別表8リ 平27厚労告95第39号

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等
		ロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 短期入所生活介護費における生産性向上推進体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していること。 (二) ケアプランデータ連携システムを利用していること。 (三) 連携推進法人に所属していること。 ハ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ニ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) ロ(2)に掲げる基準に適合すること。 ホ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イ(1)ア及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ヘ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イ(1)ア、(2)から(6)まで、(7)アからエまで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。	